

一九五四年四月十日
才三種郵便物認可
(火、金曜日)週二回発行

公報

(号外) 第十号
一九五七年
四月四日

目次

規 則

○戸籍法施行規則(才二十五号)

訓 令

○戸籍事務取扱規程(訓令才九号)

規 則

○規則才二十五号

戸籍法施行規則を次のように定める。

一九五七年四月四日

行政主席 當間 重剛

戸籍法施行規則

第一章 戸籍簿

(戸籍用紙)

第一条 戸籍用紙は、日本標準規格B列四番の丈夫な用紙を用い、附録才一号様式によつて、調製しなければならない。ただし、美濃判の丈夫な用紙を用いることを妨げない。

(契印・掛紙)

第二条 戸籍が毀棄に涉るときは、市町村長は、職印で毎葉のつづり目に契印をしなければならない。

2 戸籍用紙の一部分を用い尽したときは、掛紙をすることができ、この場合には、市町村長は、職印で掛紙と本紙とに契印をしなければならない。

(戸籍の編綴)

第三条 戸籍をつづるには、地番号の順序にしたがわなければならない。

2 一の市町村内に各別に地番号をつけた二個以上の区画がある場合には、その区画の順序は、市町村長が定める。

(戸籍の表示と分冊)

第四条 戸籍簿には、附録才二号様式による表紙をつけなければならない。

2 戸籍簿は、分冊することができ、この場合には、その表紙に番号を記載し、地区によつて分冊したときは、その地区の名称をも記載しなければならない。

(除籍簿の編綴)

第五条 除籍簿は、年ごとに別冊とし、丁数を記入し、その表紙に「昭和何年除籍簿」と記載しなければならない。

2 前条才二項の規定は各年度の除籍簿に準用する。

3 市町村長は、相当と認めるときは、数年度の除籍簿を一括してつづることができ、この場合には、更に表紙をつけ、「自昭和何年至昭和何年除籍簿」と記載しなければならない。

4 除籍簿の保存期間は、当該年度の翌年から五十年とする。

(見出帳・見出票)

第六条 市町村長は、附録才三号様式によつて、戸籍簿及び除籍簿について各別に見出帳を調製し、これに戸籍の筆頭に記載した者の氏名(い)は、順又は(あ)いう(え)お順に従い、その者の氏名、本籍その他の事項を記載しなければならない。

2 市町村長は、相当と認めるときは、附録才四号様式による見出票に前項の事項を記載し、同項に規定する順序に整理して、見出帳に代えることができる。

(帳簿の持出)

第七条 戸籍簿または除籍簿は、事象を避けるためでなければ、市町村役所の外に持ち出すことができない。

2 戸籍簿または除籍簿を市町村役所の外に持ち出したときは、市町村長は、遅滞なくその旨を法務支局または沖繩戸籍事務所報告しなければならない。

(帳簿の保存)

第八条 戸籍簿及び除籍簿は、施錠のある書箱に藏めて保管を嚴重にし、なお倉庫があるときは、これを倉庫に藏置しなければならない。

2 法務局が前項の申報を受けたときは、必要な調査をした後、その再製または補完の方法を具し、これを行政主席に具申しなければならない。

(同前)

第十条 戸籍簿または除籍簿の全部または一部が滅失するおそれがあるときは、前条の例に準じて申報及び具申をしなければならない。

(閲覧)

第十一条 戸籍簿または除籍簿の閲覧は、吏員の面前でさせなければならない。

(謄抄本の用紙)

第十二条 戸籍または除かれた戸籍の謄本または抄本は、日本標準規格B列四番の用紙を用い、原本と同一の様式によつて作らなければならない。

2 謄本または抄本には、市町村長が、その記載に接続して附録才十五号書式による附記をし、かつ、これに職氏名を記し、職印をおさなければならない。

2 前条才二項の規定は各年度の除籍簿に準用する。

3 謄本または抄本が数葉に涉るときは、市町村長は、職印で每葉のつづり目に契印をしなければならぬ。

4 前項の規定は、謄本または抄本に挿紙をした場合に準用する。

(謄抄本の無変更の証明)

第十三条 戸籍または除かれた戸籍の謄本または抄本の記載事項に変更がないことの証明書は、市町村長が謄本若しくは抄本または、その符せんに附録第十六号書式による記載をし、かつ、これに職氏名を記し、職印をおして、作らなければならない。

2 符せんによつて前項に規定する証明をする場合には、市町村長は、職印で接目に契印をしなければならぬ。

(記載事項証明書)

第十四条 戸籍または除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書その他法令の規定によつて交付すべき戸籍または除かれた戸籍に関する証明書は、附録第十七号書式によつて、作らなければならない。ただし、市町村長は、証明を求めた事項に記載した書面またはその符せんに証明の趣旨及び年月日を記載し、かつ、これに職氏名を記し、職印をおして、これを以て証明書に代えることができる。

2 前条第二項の規定は、符せんによつて前項に規定する証明をする場合に準用する。

(戸籍及び除籍副本の送付)

第十五条 次の場合には、市町村長は、一箇月ごとに、遅滞なく戸籍または除かれた戸籍の副本を法務支局または沖繩戸籍事務所に送付しなければならない。

一 あらたに戸籍を編製したとき。

二 戸籍編製の日から二十五年を経過したとき。

三 戸籍の全部を消除したとき。

2 法務支局または沖繩戸籍事務所は、前項の規定にかかわらず何時でも戸籍または除かれた戸籍の副本を送付させることができる。

(副本の送付の手続)

第十六条 戸籍または除かれた戸籍の副本を送付するには、これに発送の年月日及び発送者の職氏名を記載しなければならない。

(戸籍の副本の保存)

第十七条 法務支局または沖繩戸籍事務所が、才十五條の規定によつて、戸籍の副本の送付を受けたときは、市町村ごとに、才三條に規定する順序にしたがい、これをつづり、戸籍簿の副本として保存しなければならない。

2 才四條の規定は、前項に規定する帳簿に準用する。

(除籍副本の保存)

第十八条 法務支局または沖繩戸籍事務所が、才十五條の規定によつて、除かれた戸籍の副本の送付を受けたときは、市町村の区別にしたが、これを つづり、除籍簿の副本として

保存しなければならない。

2 才五條の規定は、前項に規定する帳簿に準用する。

(戸籍及び除籍副本の整理)

第十九条 法務支局または沖繩戸籍事務所が才十五條才一項才二号、才三号及び才二項の規定によつて、戸籍または除かれた戸籍の副本の送付を受けたときは、前に送付を受けた戸籍の副本は、取り除かなければならない。

才二章 戸籍の記載手続

(書類の受附)

第二十条 市町村長は、届書申請書、その他の書類を受理し、またはその送付を受けたときは、その書類に受附の番号及び年月日を記載しなければならない。

2 市町村長が、戸籍法才二十三條才二項(才四十條才三項及び才四十一條において準用する場合を含む)の規定によつて法務局長の許可を得て、戸籍の訂正または記載をするときは、前項に掲げる事項は、許可書に、記載しなければならない。

(受附帳及び保存)

第二十一条 市町村長は、附録才五号様式によつて、毎年受附帳を調製しこれにその年度内に受理し、または送付を受けた事件について、受附の順序にしたがい、件名、届出事件の本人の氏名及び本籍、受附の番号及び年月日並びに受理し、または送付を受けたことの別を記載しなければならない。

ならない。

2 受附帳の保存期間は、当該年度の翌年から十年とする。

(受附番号の更新)

第二十二条 受附番号は、毎年更新しなければならない。

(事件の種類別の区別)

第二十三条 事件の種類は、戸籍法才四章才二節から才十六節までに掲げる事件の区別にしたが、定めなければならぬ。

2 届出の追完及び戸籍の訂正については、前項の規定にかかわらず、一の種目と定めなければならない。

(戸籍の記載)

第二十四条 本籍地の市町村長は、才二十條及び才二十一條才一項の手続をした後に、遅滞なく戸籍の記載をしなければならない。

(本籍轉属の場合届書送付)

第二十五条 本籍が一の市町村から他の市町村に轉属する場合には、届出または申請を受理した市町村長は、戸籍の記載をした後に、遅滞なく届書または申請書の一通を他の市町村長に送付しなければならない。

(他の市町村長が戸籍の記載をすべきとき)

第二十六条 前条の場合を除くほか、他の市町村長が戸籍の記載をすべき必要がある場合には、届出または申請を受理した市町村長は、遅滞なく届書または申請書の一通を他の市町村長に送付しなければならない。

(本籍分明)

第二十七條 本籍が明らかでない者または本籍がない者について、届出を受理した後にその者の本籍が明らかになつた旨または本籍を有するに至つた旨の届出があつた場合には、前二條の規定は、その届書及び前に受理した届書に適用する。

(その他の書面への準用)

第二十八條 前三條の規定は、届書又は申請書でない書面によつて戸籍の記載をすべき場合に準用する。この場合には、市町村長は、その受理した書面の謄本を作つて送付しなければならない。

(送付書類記載事項)

第二十九條 第十六條の規定は、届書、申請書、その他の書類またはその謄本を送付する場合に準用する。この場合に、発送者が届書、申請書その他の書類を受理した者でないときは、その書類を受理した者の職氏名をも記載しなければならない。(命令で定める戸籍の記載事項)

第三十條 戸籍法第十二條第八号の事項は、次に掲げるものとする。

- 一 戸籍法第十二條第一号から第七号までに掲げる事項の外、身分に關する事項
- 二 届出または申請の受付の年月日並びに事件の本人でない者が届出又は申請をした場合には、届出人または申請人の資格及び氏名
- 三 報告又は請求の受付の年月日及

び報告者または請求者の職名
四 証書または航海日誌の謄本の受付の年月日及び証書または航海日誌の作成者の職名

五 他の市町村長または官庁から届書、申請書その他の書類の送付を受けた場合には、その受付の年月日及びその書類を受理した者の職名

六 戸籍の記載を命ずる裁判の年月日及び裁判所

(戸籍記載の文字)

第三十一條 戸籍の記載をするには、略字または符号を用いず、字面を明らかにしなければならない。

2 年月日を記載するには、元、式、参、拾の文字を用いなければならない。

3 文字は、改変してはならない。若し訂正、加入または削除をしたときは、その字数を欄外に記載し、または文字の前後に括弧をつけて、市町村長がこれに認印をおし、また、削除された文字は、なお明らかに読むことができるように、その字体を存しなければならない。

(記載文字に認印)

第三十二條 戸籍の記載をすることにより、市町村長は、その文の末尾に認印をおさなければならない。

2 市町村長の職務を代理する者が、戸籍の記載をするときは、その文の末尾に代理資格を記載して認印をおさなければならない。(記載すべき欄)

第三十三條 戸籍の記載は、附録第六号のひな形に定められた欄にしなければならない。

2 事項欄の記載は、附録第七号記載例にしたがい、事件ごとに行を更めてしなければならない。

(戸籍事項欄)

第三十四條 次に掲げる事項は、戸籍事項欄に記載しなければならない。

- 一 新戸籍の編製に關する事項
- 二 氏の変更に關する事項
- 三 轉籍に關する事項
- 四 戸籍の全部の消除に關する事項
- 五 戸籍の全部に係る訂正に關する事項
- 六 戸籍の再製または改製に關する事項
- 七 行政区画若しくは土地の名称の変更または地番号の変更に關する事項
- 八 身分事項欄の記載
- 第三十五條 次の各号に掲げる事項は、当該各号に規定する者の身分事項欄に記載しなければならない。
- 一 出生に關する事項については、子
- 二 認知に關する事項については、父及び子
- 三 養子縁組または離縁に關する事項については、養親及び養子
- 四 婚姻または離婚に關する事項については、夫及び妻
- 五 親権または後見に關する事項については、無能力者

六 死亡または失踪に關する事項については、死亡者または失踪者

七 生存配偶者の復讐または姻族關係の終了に關する事項については、生存配偶者

八 推定相続人の廃除に關する事項については、廢除された者

九 戸籍法第九十四條又は九十五條に規定する入籍に關する事項については、入籍者

十 分籍に關する事項については、分籍者

十一 國籍の得喪に關する事項については、國籍を取得し、または喪失した者

十二 名の変更に關する事項については、名を變更した者

十三 就籍に關する事項については、就籍者

(死亡によつて婚姻解消した場合生存配偶者の身分事項欄の記載)

第三十六條 死亡によつて婚姻が解消した場合には、生存配偶者の身分事項欄にその旨を記載しなければならない。

2 夫または妻が、日本の國籍を有しない者については、その者の身分事項欄に、夫または妻の國籍に關する事項を記載しなければならない。

(轉籍地の戸籍記載事項)

第三十七條 戸籍法第一百、二條の場合には、届書に添付した戸籍の謄本に記載した事項は、轉籍地の戸籍に記載しなければならない。ただし、

才三十四条才三号から才七号までに掲げる事項、戸籍の筆頭に記載した者以外で除籍された者に関する事項及び戸籍の筆頭に記載した者で除籍された者の身分事項欄に記載した事項については、この限りでない。

(新戸籍の編製または入籍による記載)
第三十八条 新戸籍を編製され、または他の戸籍に入る者の入籍に関する事項及び従前の戸籍の表示は、その者の身分事項欄に記載しなければならない。

(重要な身分事項は移記)
第三十九条 新戸籍が編製され、または他の戸籍に入る者については、その者の身分に関する重要な事項で従前の戸籍に記載した者は、新戸籍または他の戸籍にこれを記載しなければならない。

2 前項の規定は、縁組又は婚姻の無効その他の事由によつて戸籍の記載を回復すべき場合に準用する。
(除籍の記載方)
第四十条 戸籍から除くときは、除籍される者の身分事項欄にその事由を記載して、戸籍の一部を消滅しなければならない。

2 戸籍の全員がその戸籍から除かれた場合には、その事由を記載して、戸籍の全部を消滅しなければならない。
(轉籍後の届書受理)
第四十一条 本籍地の変更の後に、原籍地の市町村長が、届書、申請書そ

の他の書類を受理したときは、新本籍地の市町村長にこれを送付し、かつ、その書類によつてした戸籍の記載は、これを消滅して戸籍にその事由を記載しなければならない。

2 新本籍地の市町村長が、前項の書類の送付を受けたときは、これによつて戸籍の記載をしなければならない。
(戸籍の消滅)
第四十二条 戸籍の全部若しくは一部またはその記載を消滅するには、附録才八号様式によつて、朱でこれを消さなければならない。

(数人各別の届出)
第四十三条 同一の事件について、数人の届出義務者から各別に届出があつた場合に、後に受理した届出によつて戸籍の記載をしたときは、前に受理した届出に基いて、その戸籍の訂正をしなければならない。
(戸籍の訂正)
第四十四条 戸籍の訂正をするには、訂正の趣旨及び事由を記載し、附録才九号様式によつて、朱で訂正すべき記載を消さなければならない。その訂正が戸籍の一部に係るときは、訂正の趣旨及び事由は、訂正すべき記載のある者の身分事項欄に記載しなければならない。

(行政区画または土地の名称の変更)
第四十五条 行政区画または土地の名称の変更があつたときは、戸籍の記載は、訂正されたものとみなす。た

だし、その記載を更正することを妨げない。

2 地番号の変更があつたときは、戸籍の記載を更正しなければならない。

(同前)
第四十六条 前条の更正をするには、その事由を記載し、附録才十号様式によつて、本籍欄における更正すべき事項の記載を更正しなければならない。

2 前条才一項の更正をする場合には、戸籍簿の表紙に記載した名称を更正し、表紙の裏面にその事由を記載しなければならない。

(訂正すべき戸籍事項の通知)
第四十七条 戸籍法才二十三才一項の通知は、附録才十八号書式によつて、書面で行なければならない。

(書類の整理・送付)
第四十八条 戸籍の記載手続を完了したときは、届書、申請書その他の書類は、本籍人と非本籍人とに別し、事件の種類によつて、各別につづり、かつ、各々目録をつけなければならない。

2 前項の書類は、一箇月ごとに、遅滞なく法務文局または沖積戸籍事務所に送付しなければならない。
(書類の保存)
第四十九条 前条才二項の規定によつて送付された書類は、受理し、または送付を受けた市町村役所の区別にしたが、本籍人に関するもの及び

非本籍人に関するものを年ごとに各別につづつて、これを保存しなければならない。ただし、分けてつづることを妨げない。

2 前項の書類の保存期間は、本籍人に関するものは、当該年度の翌年から二十七年、非本籍人に関するものは、当該年度の翌年から五年とする。
(記載不要書類の保存)
第五十条 戸籍の記載を要しない事項について受理した書類は、市町村長が、年ごとに各別につづり、かつ、目録をつけて、保存しなければならない。ただし、分けてつづることを妨げない。

2 前項の書類の保存期間は、当該年度の翌年から十五年とする。
(書類の保存方法)
第五十一条 才八条の規定は、届書、申請書その他の書類に準用する。
才三章 届出

(二以上の書類の提出)
第五十二条 同一の市町村で二以上の戸籍に記載すべき事項については、法務局長は、その戸籍の数と同数の届書または申請書を提出すべきことを市町村長に命ずることができる。ただし、市町村は、受理した届書または申請書の謄本を作り、これを以て届書または申請書に代えることができる。
(出生届出事項)
第五十三条 戸籍法才四十五才二項才四号の事項は、次に掲げるものと

する。

一 世帯主の氏名及び世帯主との続柄

二 父母の出生の年月日

三 子の出生当事の父母の職業

四 父母が結婚式を挙げたときは、その年月日

(婚姻届出事項)

第五十四条 戸籍法第七十条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

一 当事者が日本の国籍を有しないときは、その旨

二 結婚式を挙げたときは、その年月日及び当事者のその当時の職業

三 当事者が初婚でないときは、直前の婚姻の解消の年月日

四 当事者の父母の氏名及び当事者が養子であるときは、養親の氏名

(離婚届出事項)

第五十五条 戸籍法七十二号第二号の事項は、次に掲げるものとする。

一 協議上の離婚である旨

二 当事者が日本の国籍を有しないときは、その旨

三 当事者の職業

四 結婚式を挙げたときは、その年月日

五 同居を止めた年月日

六 当事者の父母の氏名及び当事者が養子であるときは、養親の氏名

2 戸籍法七十三号第二項第二号の事項は、次に掲げるものとする。

一 審判による離婚、審判による離婚または判決による離婚の別

二 前項第二号から第六号までに掲げる事項

(死亡届出事項)

第五十六条 戸籍法八十二条第二項第二号の事項は、次に掲げるものとする。

一 死亡者の男女の別

二 死亡者が日本の国籍を有しないときは、その旨

三 死亡者の職業

四 出生後三十日以内に死亡したときは、出生の時刻

五 死亡当時における配偶者の有無及び若し、配偶者がいないときは、未婚または前回の婚姻について死別若しくは離別の別

六 生存配偶者の出生の年月日

(請届書の様式)

第五十七条 出生の届書は、附録第十一号様式に、婚姻の届書は、附録第十二号様式に、離婚の届書は、附録第十三号様式に、死亡の届書は、附録第十四号様式によらなければならない。

(常用平易な文字の範囲)

第五十八条 戸籍法四十六条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

一 一九五二年十二月八日告示第六十三号に掲げる漢字

二 一九五七年二月二十二日告示第三十五号に掲げる人名用漢字

三 片かな又は平かな(変体がなを除く。)

(署名・なつ印・代書・ほ印)

第五十九条 届出人、申請人その他の者が、署名し、印をおすべき場合に、印を有しないときは、署名するだけで足りる。署名することができないときは、氏名を代書させ、印をおすだけで足りる。署名することができず且つ印を有しないときは、氏名を代書させ、ほ印するだけで足りる。

2 前項の場合には書面にその事由を記載しなければならない。

(謄本等の提出の請求)

第六十条 市町村長は届出または申請の受理に際し、戸籍の記載または調査のため必要があるときは、戸籍の謄本または抄本その他の書類の提出を求めることができる。

(催告の書式)

第六十一条 戸籍法四十条第一項または第二項(才四十一条または才百十一条において準用する場合を含む。)の催告は、附録第十九号書式によつて書面で行なければならない。

(届出を怠つた旨の通知)

第六十二条 市町村長が届出、申請またはその追完を怠つた者があることを知つたときは、遅滞なく届出事件を具して、治安裁判所にその旨を通知しなければならない。

(受理または不受理の証明書の書式)

第六十三条 届出または申請の受理または不受理の証明書は、附録第二十九号書式によつて作らなければならない。この場合には、才十四条第一項

ただし書及び才二項の規定を準用する。

(届書等への準用規定)

第六十四条 才十一条、才三十一条才一項及び才三項の規定は、届書、申請書、その他の書類に、才十二条才二項及び才三項の規定は、市町村長が作るべき届書、申請書その他の書類の謄本に、才十四条の規定は、届書、申請書その他の書類に記載した事項に関する証明書に準用する。

才四章 雑 則

(市町村区域の変更による書類の引継)

第六十五条 市町村の区域の変更があつたときは、戸籍及びこれに関する書類は、遅滞なく当該市町村に、引継がなければならない。

2 前項の規定によつて、書類の引継を完了したときは、引継を受けた市町村長は、法務支局または、沖繩戸籍事務所に報告しなければならない。

(書類の廃棄)

第六十六条 市町村長が、保存期間を経過した帳簿または書類を廃棄しようとするときは、目録を作り、法務局長の許可を得なければならない。

(取扱上の疑義に対する指示の請求)

第六十七条 戸籍事務の取扱に関して疑義を生じたときは、市町村長は、法務支局または沖繩戸籍事務所を経由して法務局長に指示を求めることができる。

(施行月日)

第六十八条 この規則は、附則公布の日から施行し、一九五七年一月一日から適用する。

(戸籍事項欄記載事項の旧戸籍への記載)

第六十九条 この規則施行前に編製した戸籍については、才三十四条に掲げる事項は、その戸籍の筆頭に記載した者の事項欄に記載しなければならない。

(旧戸籍記載事項の省略)

第七十条 才三十七条及び才三十九条の規定は、一九五六年立法才一号による改正前の戸籍法によって戸籍に記載した事項で改正後の戸籍法によればその記載を要しないものには、これを適用しない。

(廃止省令と効力ある規定)

第七十一条 戸籍法施行細則(大正参年司法省令才七号)は、廃止する。

2 戸籍法施行細則才四十条及び才四十八条から五十二条までの規定は、この規則施行後も、なおその効力を有する。

(旧規定の適用)

第七十二条 戸籍法施行細則(大正三年司法省令才七号)才四十三条の規定は、当分の間適用する。

附録目次

- 才一 戸籍の様式
- 才二 戸籍簿表紙の様式
- 才三 見出帳の様式
- 才一 戸籍簿の見出帳の様式
- 才二 除籍簿の見出帳の様式

才四号 見出帳の様式

才一 戸籍簿の見出帳の様式

才二 除籍簿の見出帳の様式

才五号 受附帳の様式

才六号 戸籍の記載のひな形

才七号 戸籍記載例

才八号 戸籍の消除の様式

才一 全部の消除

才二 一部の消除

才九号 戸籍の訂正の様式

才一 全部の訂正

才二 一部の訂正

才十号 本籍の更正の様式

才十一号 出生の届書の様式

才十二号 婚姻の届書の様式

才十三号 離婚の届書の様式

才十四号 死亡の届書の様式

才十五号 謄本又は抄本の附記の様式

才一 一般の謄本又は抄本の附記の様式

才二 謄字を省略した謄本の附記の様式

才十六号 謄本又は抄本の再確認証の様式

才十七号 記載事項証明書の様式

才十八号 錯誤又は遺漏の通知書の様式

才十九号 催告書の書式

才一 届出又は申請の催告書の書式

才二 同追完の催告書の書式

才三 同才二回以後の催告書の書式

才二十号 受理又は不受理の証明書

の書式

附録第一号様式 戸籍(縦:三ノ入 横:三ノ入)

本 籍			氏 名		
			父		
				母	
			出生		
				父	
			母		
				出生	
			父		
				母	
			出生		

表		父		
		母		
	生田			
表		父		
		母		
	生田			
表		父		
		母		
	生田			
表		父		
		母		
	生田			

附録才三号様式 戸籍簿表紙

(何冊の才一)

戸 籍 簿 (副本) (地区名称)

何 役 所

附録才三号様式 見出帳(用紙日本標準規格B列四番の丈夫なもの)

才一戸籍簿の見出帳

戸 籍 簿 見 出 帳

何 市 町 村 役 所

筆頭者氏名	本	籍	戸籍簿編製 年 月 日	備	考

附録才四号様式

本戸籍簿の異出票

筆 氏	本	戸 年	籍 月	製 日	考
頭 名	籍	編 月	製 日	考	

本戸籍簿の民出票

筆 氏	本	年	度	考
頭 名	籍	冊 数	丁 数	考

附録才五号様式

昭和何年

戸 籍 要 附 録

何 町 村 役 所

番 号	受 附	受 附 日	件 名	本 籍	備 考

附録第六号 戸籍の記載のひな形 注意 (このひな形は戸籍に記載すべき相当欄及び特殊の記載例を示すに止まり必要な記載事項を全部必ずするものではない。)

本籍	朱 式丁目拾番地 沖繩県那覇市牧志町字丁目四番地	氏名	甲野 義太郎
婚姻の届出により昭和貳拾参年壹月拾日夫婦につき	⑤	父	亡 甲野 幸雄 長
本戸籍編製⑤		母	松子 男
牧志町朱丁目拾番地に轉籍甲野義太郎同人妻梅子届		夫	義 太 郎
出昭参拾貳年参月六日受附		生 出	大正拾年六月貳拾壹日
大正拾年六月貳拾壹日那覇市牧志町朱丁目拾番地で出生父甲野幸雄届出同月貳拾五日受附人籍⑤		父	乙野 忠治 長
乙野梅子と婚姻届出昭和貳拾参年壹月拾日受附那覇市牧志町字丁目四番地七甲野幸雄戸籍より人籍⑤		母	梅 子 女
昭和五拾貳年壹月拾七日妻梅子とともに乙川英助を養子とする縁組届出⑤		妻	
因頭那覇名護町字名護五番地丙山竹子郎籍籍夫を認知届出昭和五拾四年壹月七日受附⑤		生 出	大正拾参年壹月八日
大正拾参年壹月八日真和志市字安里拾八番地で出生父乙野忠治届出同月拾日受附人籍⑤		父	甲野義太郎 長
昭和貳拾参年壹月拾日甲野義太郎と婚姻届出真和志市字安里拾八番地乙野忠治戸籍より同日人籍⑤		母	梅子 男
昭和五拾貳年壹月拾七日夫義太郎とともに乙川英助を養子とする縁組届出⑤		妻	
昭和貳拾参年拾壹月貳日日本籍で出生父甲野義太郎届出同月拾日受附人籍⑤		生 出	昭和貳拾参年拾壹月貳日
昭和参拾貳年参月六日父甲野義太郎の推定相続人除除の裁判確定届出同月貳拾日本那覇市受附同月貳拾参日送付⑤		父	
丙野松子と婚姻夫の氏を継ずる旨届出昭和五拾参年参月六日名護町長受附同月拾日送付名護町字名護拾八番地に新戸籍編製につき除籍⑤		母	
		朱	
		朱	
		生 出	

昭和貳拾五年貳月拾五日本籍で出生父甲野義太郎母出同月拾九日受附入籍④	父	甲野義太郎	長		
甲山治郎之婚姻夫の氏を称する旨届出昭和四拾六年貳月拾九日富古郡平良市長	母	梅子	女		
受附同月貳拾四日送付中野郡最志川村字真志川拾番地に新戸籍編製につき除籍④	朱				
	朱				
	朱				
	朱				
	生出	昭和貳拾五年貳月拾五日			
昭和貳拾八年七月九日富古郡平良市字下里六番地で出生父甲野義太郎母出同月	父	甲野義太郎	二		
拾参日平良市長受附同月拾九日送付入籍④	母	梅子	女		
乙原信吉之婚姻夫甲野和四拾七年拾月参日八重山郡石垣市字登野城八番地之原	朱				
信吉籍に入籍につき除籍④	朱				
	朱				
	朱				
	生出	昭和貳拾八年七月九日			
昭和拾八年参月拾七日国理郡本部町字本部六番地で出生母乙野梅子届出同月拾	父				
八日本郡町長受附同月貳拾日送付入籍④	母			甲野梅子	女
母の氏を称する入籍届出昭和参拾参年参月貳拾日受附真和志市字安里拾八番地	朱				
乙野忠治戸籍より入籍④	朱				
乙野忠治同人妻養子之養子となる縁組届出昭和参拾五年四月拾貳日真和志市長	朱				
受附同月拾六日送付真和志市字安里拾八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍④	朱				
	生出	昭和拾八年参月拾七日			
昭和参拾五年壹月六日富古郡平良市字下里六番地で出生母田野梅子届出同月拾	父	甲野義太郎	二		
七日平良市長受附同月貳拾参日送付入籍④	母	梅子	男		
昭和四拾参年拾貳月拾参日午後八時参拾分本籍に死亡届居の親族甲野義太郎届	朱				
出同月拾五日受附除籍④	朱				
	朱				
	朱				
	生出	昭和参拾五年壹月六日			

<p>昭和式拾六年五月廿日那覇市西新町式丁目番地にて出生父乙川孝助母出同月六日寄附人籍⑥</p>	父	乙川 孝助	二
<p>甲野義太郎同人家梅子の養子となる縁組養父母及び縁組承諾書類を執行父乙川孝助母冬子出同月廿五日眞和志市長家附同月廿拾日送付眞和志市字大通松去番地乙川孝助戸籍より入籍⑥</p>	養父	甲野 義太郎	男
<p>甲野義太郎同人家梅子の養子となる縁組養父母及び縁組承諾書類を執行父乙川孝助母冬子出同月廿五日眞和志市長家附同月廿拾日送付眞和志市字大通松去番地乙川孝助戸籍より入籍⑥</p>	養母	梅子	子
	出生	昭和式拾六年五月廿日	
<p>夫之原信吉之偽縁組母出昭和五拾貳年七月五日八重山郡石垣市長家附同月拾日送付八重山郡石垣市字登野城八番地之原信吉戸籍より復籍⑥</p>	父	甲野 義太郎	二
<p>分籍届出昭和五拾貳年八月式日愛附園頭郡名護町字名護五拾番地に新戸籍編製につき除籍⑥</p>	母	梅子	女
	朱		
<p>昭和五拾貳年八月式日愛附園頭郡名護町字名護五拾番地に新戸籍編製につき除籍⑥</p>	出生	昭和式拾八年七月九日	
<p>昭和五拾参年六月廿日那覇市東町式丁目九番地にて出生母丙山竹子出同月参日那覇市長家附同月拾日送付人籍⑥</p>	父	甲野 義太郎	男
<p>父甲野義太郎認許届出昭和五拾四年壹月七日那覇市長家附同月拾日送付⑥</p>	母	丙山 竹子	
<p>父の氏を称する入籍籍帳を執行母丙山竹子出昭和五拾四年壹月拾五日愛附園頭郡名護町字名護五番地丙山竹子戸籍より入籍⑥</p>		信 夫	
<p>親権者を父甲野義太郎と定める協議父母届出昭和五拾四年壹月拾日愛附⑥</p>	出生	昭和五拾参年六月廿日	

附録第七号 戸籍記載例

出生

一 嫡出子が本籍で出生した場合の記載(父母の戸籍中子の身分事項欄)
昭和参拾参年五月拾日本籍で出生
父新垣義太郎届出同月拾五日受附入籍①

二 嫡出でない子が非本籍地で出生した場合の記載(母の戸籍中子の身分事項欄)
昭和参拾四年式月拾日那覇市
牧志町壹丁目四番地で出生同居者仲原正作届出同年参月式日那覇市長受附同月五日送付入籍①

三 航海日誌の謄本による嫡出子出生に關する記載(父母の戸籍中子の身分事項欄)
昭和参拾五年参月八日神戸港から横浜港に向け航海中の船舶日本丸内で出生船長作成の航海日誌の謄本を同月拾日横浜市中区長受附同月式拾日送付入籍①

四 父未定の子の出生に關する記載(後夫及び母の戸籍中子の身分事項欄)
昭和参拾五年四月式日真和志市宇安里八番地で出生父未定母宮城梅子届出同月九日受附入籍①

五 名未定の嫡出子の出生を届け出た場合の記載(父母の戸籍中子の身分事項欄)
昭和参拾五年五月拾八日本籍で出生名未定助産婦仲原松子届出同月式拾六日受附入籍①

六 同上名の追完届をした場合の記載(同上)
父新垣義太郎子の名追完届出昭和参拾五年六月七日受附①

七 養児発見に關する記載(子の新戸籍中戸籍事項欄)
昭和参拾五年八月参日那覇市長の調査により本戸籍編製①

八 同上(子の新戸籍中その身分事項欄)
昭和参拾五年六月四日出生同年八月参日那覇市長の調査により記載①

九 養児の引取による戸籍の訂正(子の戸籍事項欄)
昭和参拾五年拾月七日戸籍訂正申請により本戸籍消滅①

十 同上(子の戸籍中その身分事項欄)
昭和参拾五年拾月五日父真和志市宇安里四番地新垣義太郎引取戸籍訂正申請同月七日受附消滅①

十一 父母の嫡出子出生の届出により認知の効力を生ずる場合の記載(父母の戸籍中子の身分事項欄)
昭和参拾五年拾月参拾日名護町宇名護六番地で出生父新垣義太郎母梅子届出同年拾月拾日名護町長受附同月拾四日送付入籍①

十二 嫡出でない子の出生の届出によつて母につき新戸籍を編製する場合の記載(母の新戸籍中戸籍事項欄)
出生の届出により昭和四拾年拾月拾日母につき本戸籍編製①

十三 同上(母の新戸籍中その身分事項欄)

項欄)

昭和四拾年拾月拾日真和志市宇安里四番地新垣義太郎戸籍より入籍①

十四 同上(母の新戸籍中子の身分事項欄)
昭和四拾年拾月拾八日名護町宇名護六番地で出生同居者仲原正作届出同年拾月式日名護町長受附同月拾日送付入籍①

十五 同上(母の従前の戸籍中その身分事項欄)
子の出生同居者仲原正作届出昭和四拾年拾月式日名護町長受附同月拾日送付真和志市宇安里四番地に新戸籍編製につき除籍①

十六 嫡出子の出生の届出により戸籍法第二百七条第一項の戸籍に在る父母につき新戸籍を編製する場合の記載(父母の新戸籍中戸籍事項欄)
出生の届出により昭和四拾年拾月拾日父母につき本戸籍編製①

十七 同上(父母の新戸籍中筆頭に記載すべき父の身分事項欄)
昭和四拾年拾月拾日真和志市宇安里四番地新垣義太郎戸籍より入籍①

十八 同上(父母の新戸籍中母の身分事項欄)
昭和四拾年拾月拾日夫幸雄とともに入籍①

十九 同上(父母の新戸籍中父母に随い入籍する子の身分事項欄)
昭和四拾年拾月拾日父幸雄母松

子に随い入籍①

二十 同上(父母の新戸籍中出生子の身分事項欄)
昭和四拾年拾月拾八日本籍で出生父新垣幸雄届出同月拾日受附入籍①

二十一 同上(父母の従前の戸籍中父の身分事項欄)
子の出生届出昭和四拾年拾月拾日受附真和志市宇安里参番地に新戸籍編製につき除籍①

二十二 同上(父母の従前の戸籍中母の身分事項欄)
昭和四拾年拾月拾日夫幸雄とともに入籍①

二十三 同上(父母の従前の戸籍中父母に随い除籍される子の身分事項欄)
昭和四拾年拾月拾日父幸雄母松子に随い除籍①

二十四 父がその本籍地で届け出た場合の記載(父の戸籍中その身分事項欄)
真和志市宇安里五番地米城梅子同籍正造を認知届出昭和参拾参年拾月八日受附①

二十五 同上(母の戸籍中子の身分事項欄)
父那覇市牧志町式丁目九番地甲野幸市同籍市太郎認知届出昭和参拾参年拾月八日那覇市長受附同月拾日送付①

二十六 認知の裁判により子の本籍地で届け出た場合の記載(父の戸籍中

その身分事項欄

昭和三拾四年三月拾四日名護町宇名護六番地当間初子同籍正吉を認知の裁判確定親権を行う母当間初子届出同月拾九日名護町長受附同月貳拾壹日送付

二十七 同上(母の戸籍中子の身分事項欄)

昭和三拾四年貳月拾四日父那覇市西本町貳丁目壹番地大野正雄同籍義一認知の裁判確定親権を行う母当間初子届出同月拾九日受附

二十八 遺言による認知に関する記載(父の戸籍中その身分事項欄)

石川市宇石川五番地池田ツル子同籍照夫を認知遺言執行者原仁助届出昭和三拾五年参月参拾日受附

二十九 同上(母の戸籍中子の身分事項欄)

父那覇市美栄橋町貳丁目拾九番地伊佐新一同籍亡新太郎認知遺言執行者上原仁助届出昭和三拾五年参月参拾日那覇市長受附同月四月送付

三十 死亡した子の認知に関する記載(父の戸籍中その身分事項欄)

真和志市宇寄宮五番地山田光子を認知届出昭和三拾六年四月五日受附

三十一 同上(被認知者の子の戸籍中その身分事項欄)

亡母光子を祖父那覇市久茂地町壹丁目拾五番地玉城松一認知届出昭和三拾六年四月五日那覇市長受附同月

七日送付

七日送付

三十二 胎内に在る子を父が認知しその子が出生した場合の記載(父の戸籍中その身分事項欄)

浦添村宇仲西拾五番地宮里敏子同籍勇を胎児認知届出昭和三拾七年五月貳拾日浦添村長受附同月六月貳拾四日送付

三十三 同上(母の戸籍中子の身分事項欄)

昭和三拾七年六月八日那覇市東町貳丁目拾番地で出生母宮里敏子届出同月拾九日那覇市長受附同月貳拾壹日送付入籍

父那覇市東町参丁目貳拾番地大山國雄同籍光雄胎児認知届出昭和三拾七年五月貳拾日受附

三十四 認知によつて他の子の身分に変更を生ずる場合にその子が父母と同一の戸籍に在るとき(身分の変更を生ずる子の身分事項欄)

昭和三拾八年七月参日長男一夫を父川上弘認知届出同日父母との続柄訂正

三十五 同上戸籍を異にするときの訂正(同上)

長男一夫を父川上弘認知届出昭和三拾八年七月参日那覇市長受附同月五日送付父母との続柄訂正

養子縁組

三十六 養子が養親の戸籍に入る縁組について養親の本籍地で届け出た場合の記載(養親の戸籍中養子の身分事項欄)

新垣義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出昭和三拾参年参月拾参日受附那覇市崇元寺町一丁目一番地山川幸文戸籍より入籍

新垣義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出昭和三拾参年参月拾参日受附那覇市崇元寺町一丁目一番地山川幸文戸籍より入籍

三十七 同上(養親の戸籍中養父母の各身分事項欄)

昭和三拾参年参月拾参日夫義太郎(妻梅子)とともに山川英助を養子とする縁組届出

三十八 同上(養子の縁組前の戸籍中その身分事項欄)

新垣義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出昭和三拾参年参月拾参日真和志市長受附同月拾五日送付真和志市宇安里四番地新垣義太郎戸籍に入籍につき除籍

三十九 妻とともに養子となる縁組について養子の新本籍地で届け出た場合の記載(養子の新戸籍中戸籍事項欄)

養子縁組の届出により昭和三拾四年参月九日夫婿につき本戸籍編製

四十 同上(養子の新戸籍中筆頭に記載すべき夫たる養子の身分事項欄)

妻竹子とともに真和志市宇安里四番地新垣義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出昭和三拾四年参月九日受附那覇市崇元寺一丁目壹番地山川幸文戸籍より入籍

四十一 同上(養子の新戸籍中妻たる養子の身分事項欄)

昭和三拾四年参月九日夫英助とともに養子となる縁組届出同日入籍

四十二 同上(養親の戸籍中筆頭に記載した養父の身分事項欄)

妻梅子とともに那覇市崇元寺町壹丁目壹番地(新本籍那覇市牧志町貳丁目拾番地)山川英助同人妻竹子を養子とする縁組届出昭和三拾四年参月九日受附

載した養父の身分事項欄

昭和三拾四年参月九日夫義太郎とともに山川英助同人妻竹子を養子とする縁組届出

四十三 同上(養親の戸籍中養母の身分事項欄)

昭和三拾四年参月九日夫義太郎とともに山川英助同人妻竹子を養子とする縁組届出

四十四 同上(養子の縁組前の戸籍事項欄)

全員除籍につき昭和三拾四年参月拾参日日本戸籍消除

四十五 同上(養子の縁組前の戸籍中夫の身分事項欄)

妻竹子とともに真和志市宇安里四番地新垣義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出昭和三拾四年参月九日真和志市長受附同月拾壹日送付那覇市牧志町貳丁目拾番地に新戸籍編製につき除籍

四十六 同上(養子の縁組前の戸籍中妻の身分事項欄)

昭和三拾四年参月九日夫英助とともに養子となる縁組届出同日入籍

四十七 養父が養親双方の名義で届け出た場合の養子の入籍(養子の新戸籍中その身分事項欄)

妻竹子とともに真和志市宇安里四番地新垣義太郎同人妻梅子の養子となる縁組養父より養親双方の名義で

号外 第10号

<p>届出昭和参拾六年四月貳拾壹日受附那覇市崇元寺町参丁目壹番地山川幸文戸籍より入籍④</p> <p>四十八 養子となる夫が夫婦の名義で届け出た場合の妻の入籍(養子の新戸籍中筆頭に記載されない妻の身分事項欄)</p> <p>昭和参拾七年五月四日夫英助とともに養子となる縁組夫より養子双方の名義で届出同日入籍④</p> <p>四十九 養子に代つて法定代理人が縁組の承諾をした場合の養子の入籍(養親の戸籍中養子の身分事項欄)</p> <p>新垣義太郎同人妻梅子の養子となる縁組養父母及び縁組承諾者親権を行う父山川幸文母冬子(後見人)ときは「縁組承諾者後見人上原秀吉」届出昭和参拾八年六月拾日受附那覇市崇元寺町参丁目壹番地山川幸文戸籍より入籍④</p> <p>五十 縁組届を受理すべき旨の裁判があつた場合の養子の入籍(養親の戸籍中養子の身分事項欄)</p> <p>新垣義太郎同人妻梅子の養子となる縁組昭和参拾九年七月拾九日届出右不受理に対する不服につき同年八月拾日附家庭裁判所の裁判により同月貳拾壹日受附那覇市崇元寺町参丁目壹番地山川幸文戸籍より入籍④</p> <p>五十一 養子縁組取消の裁判による養子の除籍(養親の戸籍中養子の身分事項欄)</p> <p>昭和四拾年八月拾四日養父新垣義太郎養母梅子の養子となる縁組取消</p>	<p>の裁判確定養父母届出同日拾八日受附復籍につき除籍④</p> <p>五十二 同上養親の記載(養親の戸籍中養父母の各身分事項欄)</p> <p>昭和四拾年八月拾四日新垣英助を養子とする縁組取消の裁判確定④</p> <p>五十三 縁組の届出によつて養親につき新戸籍を編製する場合の養親の記載(養親の新戸籍中戸籍事項欄)</p> <p>養子縁組の届出により昭和四拾年九月九日養親につき本戸籍編製④</p> <p>五十四 同上(養親の新戸籍中その身分事項欄)</p> <p>昭和四拾年九月九日山川英助を養子とする縁組届出真和志市宇安里四番地新垣義太郎戸籍より同日入籍④</p> <p>五十五 同上(養親の従前の戸籍中その身分事項欄)</p> <p>養子をする縁組届出昭和四拾年九月九日受附真和志市宇安里四番地新戸籍編製につき除籍④</p> <p>養子離縁</p> <p>五十六 養親と同一の戸籍に在る養子につき協議離縁を所在地で届け出た場合の記載(養親の戸籍中養子の身分事項欄)</p> <p>養父新垣義太郎養母梅子と協議離縁届出昭和参拾年貳月貳拾八日真和志市長受附同年貳月貳日送付復籍につき除籍④</p> <p>五十七 同上(養親の戸籍中養父母の各身分事項欄)</p> <p>昭和参拾参年貳月貳拾八日妻梅子</p>	<p>(夫義太郎)とともに養子英助と協議離縁届出④</p> <p>五十八 同上(養子の縁組前の戸籍中その身分事項欄)</p> <p>養父新垣義太郎養母梅子と協議離縁届出昭和参拾参年貳月貳拾八日真和志市長受附同月参拾日送付復籍④</p> <p>五十九 離縁によつて復籍すべき戸籍が既に除かれている場合に従前の本籍地で届け出たときの養子の記載(養親の戸籍中養子の身分事項欄)</p> <p>養母新垣梅子と協議離縁届出昭和参拾四年貳月参日受附真和志市宇安里貳拾番地に新戸籍編製につき除籍④</p> <p>六十 同上(新戸籍中戸籍事項欄)</p> <p>協議離縁届出復籍すべき戸籍が除かれているため昭和参拾四年貳月五日本戸籍編製④</p> <p>六十一 同上(新戸籍中養子の身分事項欄)</p> <p>養母甲野梅子と協議離縁届出昭和参拾四年貳月参日真和志市長受附同月五日送付真和志市宇安里四番地新垣義太郎戸籍より入籍④</p> <p>六十二 離縁に当り養子が新戸籍編製の申出をした場合の新戸籍編製(新戸籍中戸籍事項欄)</p> <p>協議離縁届出新戸籍編製の申出により昭和参拾五年参月参日日本戸籍編製④</p> <p>六十三 縁組後に新戸籍を編製されていた養子につき養親の本籍地で届け出た場合の養子の除籍(養子の離縁前の新戸籍中その身分事項欄)</p>	<p>養父新垣義太郎養母梅子と協議離縁届出昭和参拾六年四月拾日真和志市長受附同月拾参日送付那覇市牧志町貳丁目拾五番地に新戸籍編製につき除籍④</p> <p>六十四 同上養子の配偶者の除籍(養子の離縁前の新戸籍中その配偶者の身分事項欄)</p> <p>昭和参拾六年四月拾参日夫英助とともに除籍④</p> <p>六十五 同上養親の記載(養親の戸籍中養父母の各身分事項欄)</p> <p>妻梅子(夫義太郎)とともに養子英助と協議離縁届出昭和参拾六年四月拾日受附④</p> <p>六十六 同上新戸籍編製(養子の離縁後の新戸籍中戸籍事項欄)</p> <p>養子離縁の届出により昭和参拾六年四月拾参日夫婦につき本戸籍編製④</p> <p>六十七 同上養子の配偶者の入籍(養子の離縁後の新戸籍中その配偶者の身分事項欄)</p> <p>昭和参拾六年四月拾参日夫英助とともに入籍④</p> <p>六十八 夫婦で養子となつた者につき協議離縁を届け出た場合の養子の除籍(養子の離縁前の新戸籍中筆頭に記載された養子の身分事項欄)</p> <p>妻竹子とともに養子新垣義太郎養母梅子と協議離縁届出昭和参拾七年五月参日受附那覇市牧志町貳丁目拾番地に新戸籍編製につき除籍④</p> <p>六十九 同上(養子の離縁前の新戸籍</p>
---	--	--	--

中配偶者たる養子の身分事項欄)
 昭和三拾七年五月廿日夫英助ととも協議離婚届出同日除籍⑥
 七十 同上養親の記載(養親の戸籍中養父母の各身分事項欄)
 妻梅子(大義太郎)とともに養子英助間人妻竹子と協議離婚届出昭和三拾七年五月廿日受附⑥
 七十一 同上養子の入籍(養子の離婚後の新戸籍中筆頭に記載すべき養子の身分事項欄)
 妻竹子とともに養父新垣義太郎妻母梅子と協議離婚届出昭和三拾七年五月廿日真和志市長受附同日交付真和志市宇安里四番地新垣英助戸籍より入籍⑥
 七十二 同上(養子の離婚後の新戸籍中配偶者たる養子の身分事項欄)
 昭和三拾七年五月廿日夫英助とともに協議離婚届出同日入籍⑥
 七十三 養子に代わつて実父母が離婚の協議をする場合の養子の除籍(養親の戸籍中養子の身分事項欄)
 養父新垣義太郎と協議離婚養父及び離婚協議者山川孝助間人妻冬子届出昭和三拾八年六月廿日受附復籍につき除籍⑥
 七十四 養親の死亡後家事審判所の許可を得て離婚をする場合の養子の入籍(養子の縁組前の戸籍中その身分事項欄)
 昭和三拾九年七月八日附許可の裁判により養父亡新垣義太郎養母亡梅子と離婚届出同日拾五日受附真和志市宇安里四番地新垣義太郎戸籍より復籍⑥
 七十五 裁判上の離婚に関する記載(養親の戸籍中養子の身分事項欄)
 昭和三拾八年八月廿七日養父新垣義太郎妻母梅子と離婚の裁判確定養父母届出同年九月廿日受附復籍につき除籍⑥
 七十六 同上(養親の戸籍中養父母の各身分事項欄)
 昭和三拾八年八月廿七日妻梅子(大義太郎)とともに養子英助と離婚の裁判確定⑥
 七十七 同上(養子の縁組前の戸籍中その身分事項欄)
 昭和三拾八年八月廿七日養父新垣義太郎妻母梅子と離婚の裁判確定養父母届出同年九月廿日真和志市長受附同日参日送付復籍⑥
 七十八 離婚取消の裁判に関する記載(養親の戸籍中筆頭に記載した養母の身分事項欄)
 昭和三拾九年九月五日養子英助間人妻竹子(新本籍那覇市牧志町志丁目拾番地)との離婚取消の裁判確定養子夫婦届出同日拾四日真和志市長受附同日拾七日送付⑥
 七十九 同上(養親の戸籍中配偶者たる養父の身分事項欄)
 昭和三拾九年九月五日養子英助間人妻竹子との離婚取消の裁判確定⑥
 八十 同上(養子の新戸籍中戸籍事項欄)
 離婚取消の届出により昭和三拾九年九月拾七日夫婦につき本戸籍編製⑥
 八十一 同上(養子の新戸籍中筆頭に記載すべき養子の身分事項欄)
 昭和三拾九年九月五日養母新垣梅子養父義太郎との離婚取消の裁判確定妻竹子とともに届出同日拾四日真和志市長受附同日拾七日送付真和志市宇安里五番地山川茂助戸籍より入籍⑥
 八十二 同上(養子の新戸籍中配偶者たる養子の身分事項欄)
 昭和三拾九年九月五日養母新垣梅子養父義太郎との離婚取消の裁判確定同日拾七日夫英助とともに入籍⑥
 八十三 同上(養子の離婚による新戸籍中筆頭に記載した養子の身分事項欄)
 昭和三拾九年九月五日養母新垣梅子養父義太郎との離婚取消の裁判確定妻竹子とともに届出同日拾四日受附那覇市牧志町志丁目拾番地に新戸籍編製につき除籍⑥
 八十四 同上(養子の離婚による新戸籍中配偶者たる養子の身分事項欄)
 昭和三拾九年九月五日養母新垣梅子養父義太郎との離婚取消の裁判確定同日拾四日夫英助とともに除籍⑥
 八十五 夫の氏を称する婚姻の届出をその従前の本籍地で行った場合の記載(夫婦の新戸籍中戸籍事項欄)
 婚姻の届出により昭和三拾参年参月拾日夫婦につき本戸籍編製⑥
 八十六 同上(夫婦の新戸籍中夫の身分事項欄)
 乙野梅子と婚姻届出昭和三拾参年参月拾日受附那覇市牧志町志丁目四番地甲野幸雄戸籍より入籍⑥
 八十七 同上(夫婦の新戸籍中妻の身分事項欄)
 昭和三拾参年参月拾日甲野義太郎と婚姻届出真和志市宇安里拾八番地乙野忠治戸籍より同日入籍⑥
 八十八 同上(夫の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)
 乙野梅子と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和三拾参年参月拾日受附那覇市牧志町志丁目四番地に新戸籍編製につき除籍⑥
 八十九 同上(妻の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)
 甲野義太郎と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和三拾参年参月拾日那覇市長受附同日拾日送付牧志町志丁目四番地に新戸籍編製につき除籍⑥
 九十 妻の氏を称する婚姻の届出を所在地で行った場合の入籍(夫婦の新戸籍中妻の身分事項欄)
 甲野義太郎と婚姻届出昭和三拾参年参月拾日名護町長受附同日拾参日送付真和志市宇安里拾八番地乙野忠治戸籍より入籍⑥
 九十一 同上(夫婦の新戸籍中夫の身分事項欄)
 昭和三拾四年式月拾日乙野梅子と婚姻届出那覇市牧志町志丁目四番地甲野義太郎戸籍より同日式拾参日

入籍

九十二 同上除籍(妻の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

甲野義太郎と婚姻妻の氏を称する旨届出昭和参拾四年式月式拾日名護町長受附同月式拾日送付真和志市宇安里式拾番地に新戸籍編製につき除籍

九十三 同上(夫の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

乙野梅子と婚姻妻の氏を称する旨届出昭和参拾四年式月式拾日名護町長受附同月式拾日送付真和志市宇安里式拾番地に新戸籍編製につき除籍

九十四 婚姻前既に夫が戸籍の筆頭に記載されている場合に夫の氏を称する婚姻の届出をしたときの記載(夫の戸籍中その身分事項欄)

乙野梅子と婚姻届届出昭和参拾五年参月六日受附

九十五 同上(夫の戸籍中妻の身分事項欄)

昭和参拾五年参月六日甲野義太郎と婚姻届届出真和志市宇安里式拾八番地乙野忠治戸籍より同日入籍

九十六 同上(妻の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

甲野義太郎と婚姻届届出昭和参拾五年参月六日那覇市長受附同月八日送付牧志町式丁日拾番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍

九十六の一 婚姻証書の謄本の送付を受けた場合の入籍(夫婦の新戸籍中

夫の身分事項欄

マリヤ・ベルナルと婚姻届届出昭和参拾六年四月拾五日イ國何職婚姻証書作成若隣本提用同月式拾日同國駐在大使受附同月式拾五日送付那覇市牧志町式丁日四番地甲野幸雄戸籍より入籍

九十七 父母の婚姻により嫡出子の身分を取得する場合にその子が父母と同一の戸籍内に在るときの訂正(嫡出子の身分を取得した子の身分事項欄)

昭和参拾参年参月拾日父母婚姻届届出同日父母との統柄訂正

九十八 同上戸籍を異にするときの訂正(同上)

父母婚姻届届出昭和参拾参年参月拾日那覇市長受附同月拾四日送付父母との統柄訂正

九十九 同上追完届による訂正(同上)

昭和参拾参年参月拾日父母婚姻届届出父甲野義太郎母梅子追完届届出同月式拾八日受附父母との統柄訂正

百 父又は母の婚姻により新戸籍が編製される場合にこれと同一の氏を称する子が入籍するときの記載(父又は母の新戸籍中子の身分事項欄)

昭和参拾四年式月式拾日父義太郎(母梅子)に随い入籍

百一 同上(父又は母の婚姻前の戸籍中子の身分事項欄)

昭和参拾四年式月式拾日父義太郎(母梅子)に随い除籍

婚姻取消の裁判に関する記載(夫の戸籍中その身分事項欄)

昭和参拾七年五月拾四日妻梅子との婚姻取消の裁判確定琉球中頭巡回檢察庁檢察記載請求同月拾八日受附

百三 同上(夫の戸籍中妻の身分事項欄)

昭和参拾七年五月拾四日夫甲野義太郎との婚姻取消の裁判確定琉球中頭巡回檢察庁檢察記載請求同月拾八日受附

百四 同上(妻の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

昭和参拾七年五月拾四日夫甲野義太郎との婚姻取消の裁判確定琉球中頭巡回檢察庁檢察記載請求同月拾八日受附

百五 本籍不明の夫がその氏を称する婚姻をした後に本籍分明の届出をした場合の夫の記載(夫婦の新戸籍中夫の身分事項欄)

乙野梅子と婚姻届届出昭和参拾八年六月拾日受附本籍不明入籍

本籍分明届届出昭和参拾八年八月参日受附婚姻事項中本籍不明とあるを那覇市牧志町式丁日四番地甲野幸雄戸籍より訂正

百六 同上(夫の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

乙野梅子と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和参拾八年六月拾日名護町長受附同月八月五日送付名護町宇安里式拾八番地に新戸籍編製につき除籍

離婚

百七 協議離婚を本籍地で届けた場合の記載(夫の戸籍中その身分事項欄)

妻梅子と協議離婚届届出昭和参拾参年参月拾日受附

百八 同上(夫の戸籍中妻の身分事項欄)

昭和参拾参年参月拾日夫義太郎と協議離婚届届出復籍につき同日除籍

百九 同上(妻の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

夫甲野義太郎と協議離婚届届出昭和参拾参年参月拾日那覇市長受附同月式月式日送付復籍

百十 同上妻の復籍すべき本籍が婚姻当時と異なるときの妻の除籍(夫の戸籍中妻の身分事項欄)

昭和参拾参年参月拾日夫義太郎と協議離婚届届出真和志市宇安里式拾八番地乙野忠治戸籍に復籍につき同日除籍

百十一 同上離婚当時の夫の本籍が婚姻当時と異なるときの妻の復籍(妻の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

夫甲野義太郎と協議離婚届届出昭和参拾参年参月拾日那覇市長受附同月式月式日送付真和志市宇安里七番地甲野義太郎戸籍より復籍

百十二 離婚によつて復籍すべき戸籍が既に除かれている場合の除籍(夫の戸籍中妻の身分事項欄)

昭和参拾四年式月五日夫義太郎と

協談離婚届出真和志市宇安里武拾番
地に新戸籍編製につき同日除籍④
百十三 同上新戸籍編製(妻の新戸籍
中戸籍事項欄)
協談離婚届出復籍すべき戸籍が除
かれていたため昭和参拾四年貳月七
日本戸籍編製④
百十四 同上入籍(妻の新戸籍中その
身分事項欄)
夫甲野義太郎と協談離婚届出昭
和参拾四年貳月五日那覇市長受附同
七日送付教志町吉丁目四番地甲野義
太郎戸籍より入籍④
百十五 離婚によつて婚姻前の氏に復
する者が新戸籍編製の申出をした場
合の新戸籍編製(復氏する者の新戸
籍中戸籍事項欄)
協談離婚届出新戸籍編製の申出に
より昭和参拾五年参月拾参日本戸籍
編製④
百十六 協談離婚に当り子が父又は母
と同一の戸籍に在る場合の親権者に
関する記載(子の身分事項欄)
昭和参拾参年壹月参拾日父母協談
離婚親権者を父義太郎と定める旨届
出④
百十七 同上(戸籍を異にする場合の
記載(同上))
父母協談離婚親権者を父義太郎と
定める旨届出昭和参拾参年壹月参拾
日那覇市長受附同年貳月参日送付④
百十八 裁判上の離婚を非本籍地で届
け出した場合の記載(妻の戸籍中その
身分事項欄)

昭和参拾六年四月拾日夫義太郎と
離婚の調停成立届出同月拾六日真和
志市長受附同月拾八日送付④
百十九 同上(妻の戸籍中夫の身分事
項欄)
昭和参拾六年四月拾日妻梅子と離
婚の調停成立復籍につき同月拾八日
除籍④
百二十 同上(夫の婚姻前の戸籍中そ
の身分事項欄)
昭和参拾六年四月拾日妻乙野梅子
と離婚の調停成立妻届出同月十六日
受附復籍④
百二十一 裁判上の離婚に当り子が父
又は母と同一の戸籍に在る場合の親
権者に関する記載(子の身分事項
欄)
昭和参拾六年四月拾日父母離婚の
調停成立親権者を母梅子と定められ
る④
百二十二 同上戸籍を異にする場合の
記載(同上)
昭和参拾六年四月拾日父母離婚の
調停成立親権者を母梅子と定められ
る母届出同月拾六日真和志市長受附
同月拾九日送付④
百二十三 離婚取消の裁判に関する記
載(夫の戸籍中その身分事項欄)
昭和参拾七年五月貳日妻梅子との
離婚取消の裁判確定妻届出同月拾日
受附④
百二十四 同上(夫の戸籍中妻の身分
事項欄)
昭和参拾七年五月貳日夫義太郎と

の離婚取消の裁判確定同月拾日入
籍④
百二十五 同上(妻の離婚取消前の戸
籍中その身分事項欄)
昭和参拾七年五月貳日夫義太郎との
離婚取消の裁判確定妻届出同月拾日
那覇市長受附同月拾貳日送付除籍④
親権及び後見
百二十六 民法才八百十九条才三項但
書又は才四項の協議に関する記載(子
の身分事項欄)
親権者を父甲野義太郎と定める協
議父母届出昭和参拾参年壹月拾貳日
受附④
百二十七 同上協議に代わる裁判に関
する記載(同上)
昭和参拾四年貳月六日親権者を父
甲野義太郎と定める裁判確定父届出
同月九日名護町長受附同月拾日送
付④
百二十八 親権者変更の裁判に関する
記載(同上)
昭和参拾五年参月七日親権者を母
乙野梅子に変更の裁判確定母届出同
月拾参日受附④
百二十九 親権又は管理権の喪失の裁
判に関する記載(同上)
昭和参拾六年四月拾貳日父甲野義
太郎親権(管理権)喪失の裁判確定
親権を行う母梅子届出同月拾七日受
附④
百三十 失権宣告の取消の裁判に関す
る記載(同上)
昭和参拾七年五月参日失権宣告取

消の裁判確定義太郎弟乙原清吉届出
同月九日受附④
百三十一 親権又は管理権の辞任に関
する記載(同上)
父甲野義太郎親権(管理権)辞任
届出昭和参拾八年六月拾参日受附④
百三十二 親権又は管理権の回復に関
する記載(同上)
父甲野義太郎親権(管理権)回復
届出昭和参拾九年七月拾五日受附④
百三十三 後見開始に関する記載(被
後見人の身分事項欄)
昭和四拾年八月拾日親権を行う者
がないため(親権を行う者が管理権
を有しないため)後見開始同年拾月
七日後見人名護町字名護五番地甲原
忠太郎同籍孝古就職につき届出同日
名護町長受附同月九日送付④
百三十四 同上届出の催台に應じない
ため職権による記載(同上)
昭和四拾壹年九月四日禁治産宣告
の裁判確定により後見開始同日後見
人妻竹子就職同年拾壹月七日附許可
を得て同月拾日記載④
百三十五 後見人更迭に関する記載(同
上)
昭和四拾貳年拾月七日後見人甲原
忠太郎辞任(解任)又は「死亡」
同年拾貳月壹日名護町字名護拾貳
番地乙原高助就職につき更迭届出同
月五日受附④
百三十六 後見終了に関する記載(同
上)
昭和四拾参年拾壹月壹日被後見人

が成年に達したため(禁治産宣告取消の裁判確定のため)後見終了届出同月九日受附⑨

百三十七 保佐開始に関する記載(華禁治産者の身分事項欄)

昭和三拾四年拾月七日華禁治産宣告の裁判確定同月拾五日保佐人父甲野義太郎就任につき届出同月拾日受附⑨

百三十八 後見監督人就職に関する記載(被後見人の身分事項欄)

昭和三拾五年拾月八日後見監督人那覇市東町貳丁目五番地甲川芳吉同籍松子就職につき届出同月拾日受附⑨

死亡及び失踪

百三十九 本籍地で死亡し同居の親族が届け出た場合の記載(死亡者の身分事項欄)

昭和三拾五年拾月九日午後八時参拾分本籍地で死亡同居の親族甲野義太郎届出同月拾日受附除籍⑨

百四十 非本籍地で死亡し同居者が届け出た場合の記載(同上)

昭和三拾五年拾月六日午前五時名護町字名護拾八番地で死亡同居者丙原正作届出同月九日名護町長受附同月拾日送付除籍⑨

百四十一 水難につき取調官庁の報告を受けた場合の記載(同上)

昭和三拾五年拾月廿日午後参時島尻郡三和村沖で死亡系満警察署長報告同日三和村長受附同月拾日送付除籍⑨

百四十二 在監中の死亡につき報告を受けた場合の記載(同上)

昭和三拾五年四月拾日午前拾時参拾分那覇市字楚辺参拾番地で死亡丙頭鉄造報告同月拾日那覇市長受附同月拾日送付除籍⑨

百四十三 本籍氏名不明の死亡者につき本籍氏名の報告があつた場合の記載(同上)

昭和三拾五年五月四日午前拾時國頭郡本部町字渡久地五番地先で死亡本部警察署長報告同日本部町長受附同月拾日送付除籍⑨

百四十四 死亡につき職権による記載(同上)

昭和三拾五年参月日時及び場所不詳死亡昭和三拾五年六月十日附許可を得て同月五日除籍⑨

百四十五 配偶者の死亡による婚姻解消に関する記載(生存配偶者の身分事項欄)

昭和三拾五年七月六日夫義太郎死亡⑨

百四十六 失踪宣告に関する記載(失踪者の身分事項欄)

昭和三拾五年八月五日失踪宣告の裁判確定昭和三拾五年拾月拾日死亡とみなされる弟甲野啓次郎届出昭和三拾五年八月七日受附除籍⑨

百四十七 同上(配偶者の婚姻解消に関する記載(生存配偶者の身分事項欄))

夫義太郎失踪宣告により昭和三拾

年参月拾日死亡とみなされる⑨

百四十八 失踪宣告取消に関する記載(失踪者の従前の身分事項欄)

昭和三拾五年九月拾日失踪宣告取消の裁判確定同月拾日失踪の記載消除⑨

百四十九 同上(失踪者の回復した身分事項欄)

昭和三拾五年九月拾日失踪宣告取消の裁判確定妻梅子届出同月拾日受附回復⑨

百五十 同上(配偶者の身分事項欄)

昭和三拾五年九月拾日夫失踪の記載消除⑨

生存配偶者の復氏

百五十一 生存配偶者の復氏に関する記載(生存配偶者の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

昭和三拾五年拾月拾日夫甲野義太郎死亡婚姻前の氏に復する届出昭和三拾五年参月七日受附復籍⑨

百五十二 同上(生存配偶者の婚姻後の戸籍中その身分事項欄)

婚姻前の氏に復する届出昭和三拾五年参月七日妻和志市長受附同月九日送付復籍につき除籍⑨

百五十三 同上(復籍すべき戸籍が既に除かれているため新戸籍を編製する場合の新戸籍編製(生存配偶者の新戸籍中戸籍事項欄))

婚姻前の氏に復する届出復籍すべき戸籍が除かれているため昭和三拾五年参月拾七日日本戸籍編製⑨

百五十四 同上(新戸籍編製の申出をした場合の新戸籍編製(同上))

婚姻前の氏に復する届出新戸籍編製の申出により昭和三拾五年参月参日本戸籍編製⑨

姻族関係の終了

百五十五 姻族関係終了に関する記載(生存配偶者の身分事項欄)

妻梅子死亡姻族関係終了届出昭和三拾五年参月七日受附⑨

百五十六 廢除に関する記載(廢除された者の身分事項欄)

昭和三拾五年九月拾日父甲野義太郎の推定相続人廢除の裁判確定父届出同月拾日受附⑨

百五十七 廢除の取消に関する記載(同上)

昭和三拾五年拾月八日父甲野義太郎の推定相続人廢除取消の裁判確定父届出同月拾日受附⑨

入籍

百五十八 民法第七百九十一条一項の規定によつて母の氏を称する入籍の届出をした場合の記載(母の戸籍中子の身分事項欄)

母の氏を称する入籍届出昭和三拾五年参月拾日受附長和志市長受附同月里拾八番地乙野忠治戸籍より入籍⑨

百五十九 同上(子の従前の戸籍中その身分事項欄)

母の氏を称する入籍届出昭和三拾五年参月拾日受附長和志市長受附同月里拾八番地乙野忠治戸籍より入籍⑨

昭和三拾五年参月拾日受附長和志市長受附同月里拾八番地乙野忠治戸籍より入籍⑨

<p>野梅子戸籍に入籍につき除籍⑩ 百六十 民法第七百九十一条第三項の規定によつて父の氏を称する入籍の届出により父につき新戸籍を編製する場合は記載(父の新戸籍中戸籍事項欄) 入籍の届出により昭和参拾貳年式月四日父につき本戸籍編製⑩ 百六十一 同上(父の新戸籍中その身分事項欄) 昭和参拾貳年式月四日那覇市牧志町壹丁目四番地甲野幸雄戸籍より入籍⑩ 百六十二 同上(父の新戸籍中その身分事項欄) 父の氏を称する入籍親権を行う母 乙野梅子届出昭和参拾貳年式月四日 受附真和志市宇安里拾八番地乙野梅子戸籍より入籍⑩ 百六十三 同上(父の従前の戸籍中その身分事項欄) 子の入籍届出昭和参拾貳年式月四日受附那覇市牧志町壹丁目四番地に新戸籍編製につき除籍⑩ 百六十四 同上(子の従前の戸籍中その身分事項欄) 父の氏を称する入籍親権を行う母 乙野梅子届出昭和参拾貳年式月四日 那覇市長受附同月六日送付牧志町壹丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍⑩ 百六十五 民法第七百九十一条第三項の規定によつて従前の氏に復する入籍の届出をした場合の記載(子の復</p>	<p>籍すべき戸籍中その身分事項欄) 従前の氏に復する入籍届出昭和参拾貳年参月七日受附復籍⑩ 百六十六 同上(子の除籍される戸籍中その身分事項欄) 従前の氏に復する入籍届出昭和参拾貳年参月七日受附復籍につき除籍⑩ 百六十七 同上復籍すべき戸籍が既に除かれていたため新戸籍を編製する場合の新戸籍編製(子の新戸籍事項欄) 従前の氏に復する入籍届出復籍すべき戸籍が除かれているため昭和参拾貳年四月九日本戸籍編製⑩ 百六十八 同上新戸籍編製の申出をした場合の新戸籍編製(同上) 従前の氏に復する入籍届出新戸籍編製の申出により昭和参拾貳年五月拾五日本戸籍編製⑩ 分 籍 百六十九 分籍の届出を本籍地とした場合の記載(分籍者の新戸籍中戸籍事項欄) 分籍の届出により昭和参拾貳年参月八日本戸籍編製⑩ 百七十 同上(分籍者の新戸籍中その身分事項欄) 分籍届出昭和参拾貳年参月拾八日受附那覇市牧志町壹丁目四番地甲野幸雄戸籍より入籍⑩ 百七十一 同上(分籍者の従前の戸籍中その身分事項欄)</p>	<p>分籍届出昭和参拾貳年参月拾八日受附那覇市牧志町壹丁目四番地に新戸籍編製につき除籍⑩ 百七十二 戸籍法第二百二十七条第一項の戸籍に在る者が分籍の届出を非本籍地とした場合の新戸籍編製(分籍者の新戸籍中戸籍事項欄) 分籍の届出により昭和参拾貳年式月拾七日夫婦につき本戸籍編製⑩ 百七十三 同上入籍(分籍者の新戸籍中筆頭に記載した者の身分事項欄) 妻梅子とともに分籍届出昭和参拾貳年式月拾五日名護町長受附同月拾七日送付那覇市牧志町壹丁目四番地甲野幸雄戸籍より入籍⑩ 百七十四 同上(分籍者の新戸籍中配偶者の身分事項欄) 昭和参拾貳年式月拾五日夫妻太郎とともに分籍届出同月拾七日入籍⑩ 百七十五 同上子の入籍(分籍者の新戸籍中子の身分事項欄) 昭和参拾貳年式月拾七日父義太郎母梅子に随い入籍⑩ 百七十六 自己の志望によつて外国の国籍を取得したため国籍を喪失した場合の記載(国籍喪失者の戸籍中その身分事項欄) 昭和参拾貳年五月参日志望によりイ国の国籍を取得したため国籍喪失叔父乙山逸郎届出同月式拾七日受附除籍⑩ 百七十七 国籍離脱によつて国籍を喪失した場合の記載(同上)</p>	<p>イ国の国籍を有し昭和参拾貳年六月参拾日附告示により国籍を離脱したため国籍喪失弟甲野次郎届出同年七月四日受附除籍⑩ 百七十八 国籍喪失につき官庁又は公署の報告を受けた場合の記載(同上) 昭和参拾貳年七月五日志望によりイ国の国籍を取得したため国籍喪失同国駐在大使報告同月参拾日受附除籍⑩ 百七十九 同上(同上) イ国の国籍を有し昭和参拾貳年八月式日附告示により国籍を離脱したため国籍喪失夫務大臣報告同月七日受附除籍⑩ 百八十 届出子出生の届出とともに国籍留保の届出があつた場合の記載(父母の戸籍中子の身分事項欄) 昭和参拾貳年九月拾五日イ国口府八街拾番地で出生父甲野義太郎出生及び国籍留保届出同月式拾日同国駐在大使受附同年拾月拾五日送付入籍⑩ 百八十一 期間経過後に届出でない子の出生の届出とともに国籍留保の届出があつた場合の記載(母の戸籍中子の身分事項欄) 昭和参拾貳年拾月式拾日イ国口府八街拾番地で出生母甲野梅子出生及び国籍留保届出(實に帰すことのできない事由のため期間経過) 同年拾月拾五日同国駐在大使受附同年拾月式拾日送付入籍⑩</p>	<p>イ国の国籍を有し昭和参拾貳年六月参拾日附告示により国籍を離脱したため国籍喪失弟甲野次郎届出同年七月四日受附除籍⑩ 百七十八 国籍喪失につき官庁又は公署の報告を受けた場合の記載(同上) 昭和参拾貳年七月五日志望によりイ国の国籍を取得したため国籍喪失同国駐在大使報告同月参拾日受附除籍⑩ 百七十九 同上(同上) イ国の国籍を有し昭和参拾貳年八月式日附告示により国籍を離脱したため国籍喪失夫務大臣報告同月七日受附除籍⑩ 百八十 届出子出生の届出とともに国籍留保の届出があつた場合の記載(父母の戸籍中子の身分事項欄) 昭和参拾貳年九月拾五日イ国口府八街拾番地で出生父甲野義太郎出生及び国籍留保届出同月式拾日同国駐在大使受附同年拾月拾五日送付入籍⑩ 百八十一 期間経過後に届出でない子の出生の届出とともに国籍留保の届出があつた場合の記載(母の戸籍中子の身分事項欄) 昭和参拾貳年拾月式拾日イ国口府八街拾番地で出生母甲野梅子出生及び国籍留保届出(實に帰すことのできない事由のため期間経過) 同年拾月拾五日同国駐在大使受附同年拾月式拾日送付入籍⑩</p>
---	--	--	---	---

<p>氏名変更 百八十二 氏の変更に関する記載(戸籍事項欄) 氏「我謝」を「若佐」と変更義太郎 郎同人妻梅子届出昭和参拾貳年壹月 拾七日受附</p>	<p>百八十三 名の変更に関する記載(名 を更正した者の身分事項欄) 名「鉄吉」を「鉄吉」と変更届出 昭和参拾貳年壹月拾四日真和志市長 受附同月拾六日送付</p>	<p>百八十四 一の市町村から他の市町村 に転籍する場合の記載(轉籍地の戸 籍中戸籍事項欄) 區頭那名護町字名護五番地から轉 籍甲野義太郎同人妻梅子届出昭和参 拾貳年壹月拾日受附</p>	<p>百八十五 同上(轉籍前の戸籍中戸籍 事項欄) 那覇市牧志町壹丁目四番地に轉籍 甲野義太郎同人妻梅子届出昭和参拾 貳年壹月拾日那覇市長受附同月拾 拾日送付本戸籍消除</p>	<p>百八十六 同一市町村内で轉籍する場 合の記載(戸籍事項欄) 那覇市牧志町貳丁目拾番地に轉籍 甲野義太郎同人妻梅子届出昭和参拾 貳年貳月六日受附</p>
<p>参拾日本戸籍編製 百八十八 同上(就籍者の新戸籍中そ の身分事項欄) 昭和参拾貳年壹月拾四日附許可 の裁判により就籍届出同月参拾日受 附</p>	<p>百八十九 出生の日につき許可による 戸籍の訂正を申請した場合の記載(訂 正すべき記載のある者の身分事項 欄) 昭和参拾貳年壹月参拾日附許可の 裁判により父甲野義太郎戸籍訂正申 請同年貳月拾七日受附出生の日訂 正</p>	<p>百九十 婚姻事項につき許可による戸 籍の訂正を申請した場合の記載(同 上) 昭和参拾貳年壹月拾日附許可の裁 判により戸籍訂正申請同月拾七日受 附婚姻事項中従前の戸籍の地番及び その筆頭者の名訂正</p>	<p>百九十一 分籍無効につき許可による 戸籍の訂正を申請した場合の記載(分 籍者の分籍後の新戸籍中戸籍事項 欄) 分籍無効につき戸籍訂正の申請に より昭和参拾貳年四月拾五日本戸 籍消除</p>	<p>百九十二 同上(分籍者の分籍後の新 戸籍中その身分事項欄) 分籍無効につき昭和参拾貳年四月 八日附許可の裁判により戸籍訂正中</p>
<p>請同月貳拾五日受附消除 百九十三 同上(分籍者の分籍前の戸 籍中その従前の身分事項欄) 分籍無効につき昭和参拾貳年四月拾 拾七日分籍の記載消除 百九十四 同上(分籍者の分籍前の戸 籍中その回復した身分事項欄) 分籍無効につき昭和参拾貳年四月 八日附許可の裁判により戸籍訂正中 請同月貳拾五日那覇市長受附同月拾 拾七日送付回復</p>	<p>百九十五 届出子否認の裁判により戸 籍の訂正を申請した場合の記載(子 の身分事項欄) 昭和参拾貳年五月貳日届出子否認 の裁判確定甲野義太郎戸籍訂正申請 同月七日受附父の記載消除父母との 続柄訂正</p>	<p>百九十六 父を定める裁判により戸籍 の訂正を申請した場合の記載(子の 従前の戸籍中その身分事項欄) 昭和参拾貳年六月拾壹日父丙山信 雄と定める裁判確定同人戸籍訂正中 請同月拾六日名護町長受附同月拾八 日送付名護町字名護五番地丙山信雄 戸籍に入籍につき除籍</p>	<p>百九十七 同上(父の戸籍中子の身分 事項欄) 昭和参拾貳年六月拾壹日父丙山信 雄と定める裁判確定同人戸籍訂正中 請同月拾六日受附那覇市長志町壹丁 目四番地甲野義太郎戸籍より入籍</p>	<p>百九十八 親子関係不存在の確認の裁 判により戸籍の訂正を申請した場合 の記載(子の戸籍中その身分事項 欄) 昭和参拾貳年七月七日丙野久吉同 人妻ハナとの親子関係不存在確認の 裁判確定甲野義太郎戸籍訂正申請同 月拾六日受附消除</p>
<p>百九十九 養子縁組無効の裁判によつ て戸籍の訂正を申請した場合の記載 (養親の戸籍中養子の身分事項欄) 昭和参拾貳年八月四日養父甲野義 太郎養母梅子との養子縁組無効の裁 判確定養父母戸籍訂正申請同月八日 受附消除</p>	<p>二百 同上(養子の縁組前の戸籍中そ の従前の身分事項欄) 昭和参拾貳年八月四日養父甲野義 太郎養母梅子との養子縁組無効の裁 判確定同月拾日縁組の記載消除</p>	<p>二百一 同上(養子の縁組前の戸籍中 その回復した身分事項欄) 昭和参拾貳年八月四日養父甲野義 太郎養母梅子との養子縁組無効の裁 判確定養父母戸籍訂正申請同月八日 那覇市長受附同月拾日送付回復</p>	<p>二百二 同上(養親の戸籍中養父母の 各身分事項欄) 昭和参拾貳年八月四日養子英助と の養子縁組無効の裁判確定同月八日 縁組の記載消除</p>	<p>二百三 戸籍法施行規則才四十三条の 規定による訂正(訂正すべき記載の ある者の身分事項欄)</p>

<p>父甲野義太郎出生届出昭和参拾貳年九月五日受附出生の日訂正</p> <p>二百四 戸籍法施行規則才四十一条才一項の規定による記載(同上)</p> <p>出生の記載は籍籍(縁組)届受理後の受附によるため昭和参拾貳年拾月参日その記載消除</p> <p>二百五 複本籍につき戸籍の訂正を申請する者がいないための職権による訂正(除かるべき者の戸籍中その身分事項欄)</p> <p>国頭郡名護町字名護五番地甲野義太郎同籍奨助の複本籍につき昭和参拾貳年拾壹月九日附許可を得て同月拾日消除</p> <p>二百六 市町村長の過誤による死亡の記載の職権による訂正(消除された戸籍中戸籍事項欄)</p> <p>過誤につき昭和参拾貳年拾貳月拾貳日戸籍消除に関する記載消除</p> <p>二百七 同上(消除された戸籍中死亡と記載された者の身分事項欄)</p> <p>死亡の記載は過誤につき昭和参拾貳年拾貳月拾日附許可を得て同月拾貳日その記載消除</p> <p>二百八 同上(回復すべき戸籍中戸籍事項欄)</p> <p>戸籍消除過誤につき昭和参拾貳年拾貳月拾貳日日本戸籍回復</p> <p>二百九 同上(回復すべき戸籍中死亡と記載された者の身分事項欄)</p> <p>死亡の記載は過誤につき昭和参拾貳年拾貳月拾日附許可を得て同日拾貳</p>	<p>日回復</p> <p>二百十 戸籍法才百二十七条才一項の戸籍に在る者の分籍に随う子を遺棄した場合の職権による訂正(分籍後の戸籍中子の身分事項欄)</p> <p>父義太郎母梅子の分籍に随う入籍の記載遺漏につき昭和参拾貳年壹月六日附許可を得て同月九日入籍</p> <p>二百十一 同上(分籍前の戸籍中子の身分事項欄)</p> <p>父義太郎母梅子の分籍に随う除籍の記載遺漏につき昭和参拾貳年壹月六日附許可を得て同月九日除籍</p> <p>雑</p> <p>二百十二 土地の名称変更による更正の記載(戸籍事項欄)</p> <p>昭和参拾貳年拾貳月拾五日土地の名称変更につき同月拾日日本籍欄中「松尾町一丁目」と更正</p> <p>二百十三 地番号の変更による更正の記載(同上)</p> <p>昭和参拾貳年拾貳月拾日地番号変更につき同月拾七日本籍欄中「九番地」と更正</p>
---	---

才一八号様式 戸籍の消除
全部の消除

本籍	東京都千代田区平河町二丁目十番地	氏名	甲野義太郎
----	------------------	----	-------

略

全戸除籍につき昭和七拾五年五月拾壹日日本戸籍割除



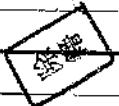
略

父	亡 甲野 幸雄	長
母	除子	男
夫	義 太 郎	
妻		
生 出	大正拾年六月貳拾壹日	

略

昭和七拾五年五月九日午後八時參拾分本籍で死亡同居の親族甲野英助届出同月拾壹日交付除籍

父	乙野 忠治	長
母	幸子	女
夫	梅 子	
妻		
生 出	大正拾壹年拾月八日	



略

父	甲野義太郎	長
母	梅子	女
夫		
妻		
生 出	昭和貳拾五年貳月拾五日	

才八号様式 戸籍の消除
才二一 部の消除

本籍	東京都千代田区平河町二丁目十番地	氏名	甲野 義太郎
略			
略	昭和参拾五年五月参日公前當時本籍で死亡同届当丙原正作届出同月五日受附除籍④	父	亡 甲野 幸雄 長
籍④		母	松子 男
		朱	義太郎
		夫	
		朱	
		生	大正拾年六月貳拾壹日
略	昭和参拾五年五月参日夫義太郎死亡④	父	乙野 忠治 長
籍④	婚姻前の氏に復する届出昭和参拾六年五月八日京都市上京区長安寺同月拾貳日送付得籍につき除籍④	母	香子 女
		朱	子
		妻	
		朱	
		生	大正拾壹年壹月八日
略	昭和参拾五年九月拾五日公前甲野義太郎原籍丙の裁判確定後除籍を行へば母様本籍中野原幸子申出受附④	父	甲野 義太郎 長
籍④	昭和参拾参年五月参日夫権喜吾取消の裁判確定後義太郎弟乙原清吉届出同月九日受附④	母	梅子 女
		生	昭和貳拾五年貳月拾五日

オ九字様式 戸籍の訂正
全部の訂正

本籍	東京都千代田区平河町一丁目三番地	氏名	甲原 義太郎
----	------------------	----	--------

略
養子縁組無効につき戸籍訂正の申請により昭和式拾九年拾貳月八日本戸籍消除④



略	昭和式拾九年拾貳月養父甲原忠太郎養母秋子との養子縁組無効の裁判確定 戸籍訂正申請同日八日受付消除④	父	亡 甲野 幸雄	長
		母	松子	男
		養父	甲原忠太郎	養
		養母	秋子	子
		夫	義太郎	
		生	出	大正拾年六月貳拾壹日

略	昭和式拾九年拾貳月四日養父甲原忠太郎養母秋子との養子縁組無効の裁判確定 同日八日夫義太郎とともに削除④	父	乙原 忠治	長
		母	春子	女
		養父	甲原忠太郎	養
		養母	秋子	女
		妻	子	
		生	出	大正拾壹年壹月八日




		父		
		母		
		出生		年 月 日

本籍 東京都中央区日本橋区千代田一丁目一番地		氏名 若佐鉄吉 我謝鉄吉	
略 氏「我謝」を「若佐」と改姓鉄吉届出昭和武拾八年拾月拾七日受附④			
略 再婚就子と婚姻届出昭和武拾八年参月八日受附④ 昭和武拾八年九月四日妻鉄吉との婚姻無効の裁判確定後戸籍訂正申請同月拾日受附婚姻記載消除④ 名「鉄吉」を「鉄吉」と改姓届出昭和武拾九年拾参月四日受附④		父 亡 我謝 幸雄 母 梅子	長男 鉄吉 鉄吉
		出生 大正拾年六月六拾参日	
略 昭和武拾四年参月六拾日附許可の裁判により父我謝鉄吉戸籍訂正申請同月武拾六日受附名訂正④		父 我謝 鉄吉 母 梅子	長男 啓太郎 啓太郎
		出生 昭和武拾参年拾拾月武日	
略 昭和武拾八年参月八日我謝鉄と婚姻届出千代田区神保町一丁目十番地内原信吉戸籍より同日入籍④ 昭和武拾八年九月四日夫鉄吉との婚姻無効の裁判確定同月拾日消除④		父 内原 信吉 母 夏子	三女 桃子
		妻 桃子	
		出生 昭和参年四月九日	

才十号様式 本籍の改正

本籍	十番地 東京都千代田区千代田一丁目四番地		氏名	甲野広造	
	略			略	
昭和式拾四年貳月貳日地籍号変更につき同月拾七日 本籍欄中「十番地」と改正す					
略	父	甲野義太郎		男	廣造
		母	乙野梅子		
略				生	出
略				大正拾年六月貳拾壹日	
略	父			年	月
		母			
略				生	出
略				年 月 日	
略	父			年	月
		母			
略				生	出
略				年 月 日	

出生届		受理		年月日		昭和		年月日		昭和		年月日		發送	
<div style="text-align: center;">  出生届 長 殿 昭和 年 月 日届出 </div>		受		年月日		昭和		年 月 日		昭和		年 月 日		發送	
		付		番号		才		号		長		号		⑥	
		送		年月日		昭和		年 月 日							
		付		番号		才		号							
(1)	(一) 父母の本籍 又は国籍	籍地		籍地		戸籍記		籍載		住民記		票載		出生の届書 記載についての注意 一、この届書は、長年保存するもの 二、この届書は、出生の日から(出生 三、この届書は、出生の日から(出生 四、用漢字又は人名 五、用漢字又は人名 六、用漢字又は人名 七、用漢字又は人名 八、用漢字又は人名 九、用漢字又は人名 十、用漢字又は人名	
(2)	(二) 父母の氏名	筆頭者の氏名		筆頭者の氏名		調査票作成		住所通知							
(3)	(三) 父母の出生の年月日	年月日		年月日											
(4)	(四) 出生当時の父母の職業 父母の結婚式の年月日	職業 父 母		結婚式の年月日											
(5)	(五) 子の男女の別氏名及び 嫡出子か否かの別	1 男 2 女 氏名		1 嫡出子 (男) 2 嫡出でない子 (女)											
(6)	(六) 出生の年月日時分	昭和 年 月 日		午前 午後 時 分											
(7)	(七) 出生の場所	籍地		籍地											
(8)	(八) この出生届によつて父母の新 戸籍を編製するときは新本籍	籍地		籍地											
(9)	(九) 子の住所	籍地		籍地											
(10)	(十) 世帯主との氏名及び続柄 世帯主との続柄	氏名		続柄											
(11)	(十一) 届出人	本籍 籍地		筆頭者の氏名 籍地		筆頭者の氏名 籍地		筆頭者の氏名 籍地		筆頭者の氏名 籍地		筆頭者の氏名 籍地			
(12)	(十二) 出生証明書	住所 籍地		筆頭者の氏名 籍地		筆頭者の氏名 籍地		筆頭者の氏名 籍地		筆頭者の氏名 籍地		筆頭者の氏名 籍地			
(13)	(十三) 子の男女の別氏名及び 体重	1 男 2 女 氏名		体重		瓦									
(14)	(十四) 二た児以上の場合	1 二 2 三 た児		出生順位		1 才一児 2 才二児 3 才三児									
(15)	(十五) 出生の年月日時分	昭和 年 月 日		午前 午後 時 分											
(16)	(十六) 出生の場所 及びその種別	籍地		籍地		籍地		籍地		籍地		籍地			
(17)	(十七) 妊娠月数及び母の氏名	妊娠月数 才 月		母の氏名											
(18)	(十八) この母の出産した児の数	出生子(この出生子及び出生後死亡した子を含む) 人		胎計											
(19)	(十九) 上記の子が上記の日時場所で 出産したことを証明する	住所 籍地		籍地		籍地		籍地		籍地		籍地			
(20)	(二十) 昭和 年 月 日	1 医助 2 産科 3 その他		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名			

離婚届



市町村長 殿

昭和 年 月 日届出

受付 年月日 年 月 日
番号 才 号

戸籍 籍 住 民 票
記 載 更 正
作 成 通 知

附録第十三号様式 離婚届の届書

(一)	本籍又は国籍	筆頭者の氏名		年月日		年 月 日		調査製 作成	住所通 知
(二)	氏 名	夫		妻		年 月 日			
(三)	出生年月日	年 月 日		年 月 日		年 月 日			
(四)	離婚の種別 調停又は裁判確定の年月日	1. 協議離婚 3. 審判離婚		2. 調停離婚 4. 判決離婚		年月日			
(五)	婚姻前の氏に復する者及び復籍又は新戸籍編製の別	1 夫 2 妻		1 復籍 2 復籍すべき戸籍が除かれているため 3 復籍すべき戸籍に子があ るため 4 申出による		新戸籍編成			
(六)	復籍すべき本籍又は新本籍	番地		復籍の場合は筆頭者の氏名 新戸籍編製の場 合は復氏すべき氏		番地			
(七)	父母の氏名及び父母との続柄	夫の父	続	妻の父	続				
	養父母の氏名及び養父母との続柄は(白欄)に記入する事	夫の母	柄	妻の母	柄				
(八)	夫婦間の未成年の子の氏名及びその親権者	夫が親権を行う子の氏名		妻が親権を行う子の氏名					
(九)	職 業	夫		妻					
(十)	結婚式を挙げた日	年 月 日		年 月 日		年 月 日			
(十一)	同居を止めた日	年 月 日		年 月 日		年 月 日			
(十二)	その他の事項								
(十三)	届出人	夫	住所	番地	署押	名印			印
		妻	住所	番地	署押	名印			印
(十四)	証 人	本籍	番地	署押	名印			印	
		住所	番地	出生の年月日	年 月 日				
		本籍	番地	署押	名印			印	
		住所	番地	出生の年月日	年 月 日				



死亡届

昭和 年 月 日届出

受理	年月日	昭和 年 月 日
送付	番 号	カ
	年月日	昭和 年 月 日
	番 号	カ

(1)	本籍又は国籍	番地	筆 頭 者 の 氏 名 日本の国籍のない、 場合はその国籍
(2)	男女の別及び氏名	1 男 2 女	氏 名
(3)	出生の年月日	年 月 日	出生後三十日以内に死亡 した場合はその出生時刻
(4)	死亡の年月日時分	昭和 年 月 日	午前 午後 時 分
(5)	死亡の場所		番地
(6)	死亡者住所		番地
(7)	配偶者の出生の年月日	1 未婚 2 有配偶	出 年 告 告 の 日 年 月 日
(8)	職業		
(9)	その他の事項		
(10)	届出人住所	番地	筆 頭 者 の 氏 名 1同居の親族 2 その他の同居者 3 家主 4 地主 5 家屋管理人 6 土地管理人
	届出人署名	印	届 出 入 の 年 月 日 年 月 日

附録第十四号様式 死亡の届書

一、この届書は、長年保存するものであるから、鉛筆や消し具
 二、この届書は、死亡の事実を知った日から七日以内に必ず死亡届
 三、この届書は、死亡の事実を知った日から七日以内に必ず死亡届
 四、この届書は、死亡の事実を知った日から七日以内に必ず死亡届
 五、この届書は、死亡の事実を知った日から七日以内に必ず死亡届
 六、この届書は、死亡の事実を知った日から七日以内に必ず死亡届
 七、この届書は、死亡の事実を知った日から七日以内に必ず死亡届

死亡診断書 (死体検察書)									
氏名	昭和 年 月 日	1男 2女	年 令	満	歳				
氏名	昭和 年 月 日	1男 2女	年 令	満	歳				
死亡年月日時分	昭和 年 月 日 午前 時 分								
死亡の箇所	1 病院 2 診療所 3 助産所 (1, 2, 3の 称) 4 自宅 5 その他								
死亡の種類	1 病死及び自然死 2 不慮の中毒死 3 その他の災害死 4 自殺 5 他殺 6 その他及び不詳) 及び不詳								
死亡の原因	I	1 直接死因	発病より死亡までの期間						
	II	その他の身体状況 (注意一参照)							
解剖の主要所見	手術の主要所見	手術の年月日	昭和 年 月 日						
	解剖の主要所見								
傷害発生の年月日時分	昭和 年 月 日 午前 時 分								
	傷害及び状況								
傷害発生の場所 (注意二参照)	町 区 村	1 従業中 2 従業中でない時							
	場所名の具体的記載								
住居	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名				
上記の通り診断(検察)する日	昭和 年 月 日								

死亡診断書の記入については注意
 一、記載事項は、正確に記述し、必要に応じて、直接の関係を明らかにし、死亡の原因を述べ、死亡の時期、場所、状況等を記載する。
 二、(出) 標の傷害発生の場所名は、例えは「自宅の風呂」等、具体的な記載を要する。
 三、(出) 標の傷害発生の場所名は、例えは「自宅の風呂」等、具体的な記載を要する。
 四、(出) 標の傷害発生の場所名は、例えは「自宅の風呂」等、具体的な記載を要する。
 五、(出) 標の傷害発生の場所名は、例えは「自宅の風呂」等、具体的な記載を要する。

附録才十五号書式
才一

この謄(抄)本は、戸籍(除籍、届書、申請書その他)の原本と相違ないことを認証する。

昭和何年何月何日
何市町村長氏名 職印

才二
この謄本は、戸籍(除籍)の原本と相違ないことを認証する。

但し、請求により、除籍者に関する記載の謄写を省略した。
昭和何年何月何日
何市町村長氏名 職印

附録才十六号書式

この謄(抄)本は現戸籍の記載と相違ないことを認証する。
昭和何年何月何日
何市町村長氏名 職印

附録才十七号書式

戸籍(除籍、届書、申請書その他)記載事項証明
(事件本人)
戸籍の表示 氏 名

証明を求める事項 何何
右の事項は、戸籍(除籍、届書、申請書その他)に記載があることを証明する(右相違ないことを証明する)。

昭和何年何月何日
何市町村長氏名 職印

附録才十八号書式

通知書

昭和何年何月何日何々の届出(申請)によりした戸籍の記載に次の錯誤(不

法又は遺漏)がありますから、戸籍法才二十三才一項により通知します。
何々は何々の誤り(何々の不法又は遺漏)。
昭和何年何月何日
何市町村長氏名 職印

本籍(所在) 氏 名殿

附録才十九号書式
才一
催告書
何々につき届け出らる(申請さる)べきところ、またその手続がありませんで、何月何日まで右届出(申請)をされるよう、戸籍法才四十才一項(才四十才才一項及び才百十一才)により催告します。

なお右期間内にその手続をされないときは、同法才百十五才により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。
昭和何年何月何日
何市町村長氏名 職印

本籍(所在) 氏 名殿

才二
追完催告書

昭和何年何月何日何々の届出(申請)は、何々の不備があるため、戸籍の記載をすることができませんから、何月何日まで追完されるよう、戸籍法才四十一才(才四十一才及び才百十一才)により催告します。
なお、右期間内に追完の手続をされ

ないときは、同法才百十五才により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。
昭和何年何月何日
何市町村長氏名 職印

本籍(所在) 氏 名殿

才三
催告書(才二回以後)

何年何月何日附で何月何日まで何々届(申請又はその追完)をされるよう催告しましたが、またその手続がありませんから、何月何日まで右届出(申請又はその追完)をされるよう、戸籍法才四十才二項(才四十才才二項及び才百十一才又は才四十一才)により更に催告します。

なお、右期間内にその手続をされないときは、同法才百十五才により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。
昭和何年何月何日
何市町村長氏名 職印

本籍(所在) 氏 名殿

附録才二十号書式

受理(不受理)証明書
一 何々届書(申請書)

昭和何年何月何日届出(申請)届出人 戸籍の表示氏名
事件本人 戸籍の表示氏名
届出(申請)事項の要旨
右届出(申請)は、昭和何年何月何日受理したこと(何々の理由によつ

て受理しなかつたこと)を証明する。
昭和何年何月何日
何市町村長氏名 職印

訓令才八号

法務局 宮古支局
法務局八重山支局
沖繩戸籍事務所
各 市 町 村

一九五七年三月二十七日

行政主席 當間 重剛

戸籍事務取扱規程
才一章 総 則

第一条 戸籍に関する事務は、法令に別段の定めあるもののほか、この規程によつて取り扱わなければならない。

第二条 市町村長が就職したときは、附録才一号書式により、退職若しくは事故のため代理者が事務を取り扱う場合は附録才二号書式により、代理が終了したときは附録才三号書式によりその旨を遅滞なく法務支局または沖繩戸籍事務所(報告しななければならない)。

第三条 市町村長が戸籍事務を取扱う吏員を定めたとき、またはその吏員に異動があつたときは、附録才四号書式により遅滞なくその旨を法務支局又は沖繩戸籍事務所(報告しななければならない)。
2 法務支局または沖繩戸籍事務所が

前条及び前項の報告を受けたときは翌月十日までに法務局に報告しななければならない。

第四条 市町村長またはその代理者は就職後遅滞なく附録オ五号ひな形によりその職印及び戸籍事務所に使用する認印の印鑑を法務支局または沖繩戸籍事務所に届け出なければならない。改印したときも同様である。

第五条 市町村役所の位置または名称の変更があつたときは、附録オ六号書式によつて遅滞なくその旨を法務支局または沖繩戸籍事務所に報告しなければならない。

第六条 行政区画(市町村自治法第三条の場合を含む)土地の名称の変更があつたときは、附録オ七号書式によつて遅滞なくその旨を法務支局または沖繩戸籍事務所に報告しなければならない。

第七条 市町村役所の支所または出張所において戸籍事務を取り扱うときは本庁、支所または出張所間における戸籍事務取扱規程を定めて法務局長の認可を得なければならない。

第八条 市町村役所が水難火災等災害にかかつたときは、ただちにその旨を法務支局または沖繩戸籍事務所に報告しなければならない。

2 法務支局または沖繩戸籍事務所が前項の報告を受けたときは、ただちにその旨を法務局に報告しなければならない。

第九条 戸籍法施行規則オ七条オ二項

の報告書には事変の年月日時事由及び持ち出した場所並びに市町村役所からの距離等を詳記しなければならない。

2 避難日数及び異状の有無は回復後ただちに法務支局または沖繩戸籍事務所に報告しなければならない。

3 戸籍に関する届書その他の書類を持ち出したときも前項に準ずる。

4 法務支局または沖繩戸籍事務所が前項の報告を受けたときは、ただちにその旨を法務局に報告しなければならない。

第十条 市町村長が更迭したとき、または代理者が後任者に事務引継をするときは、書類及び帳簿の引継目録を作成して共に署名押印しなければならない。

2 戸籍事務に関する未済事件の引継を受けたときは法務支局または沖繩戸籍事務所に報告しなければならない。

第十一条 市町村長は急速を要する事務については、一般の休日又は執務時間外においてもこれを取り扱わなければならない。

オ五章 戸籍事務

第十二条 戸籍法施行規則オ六条オ一項の見出帳及び同条オ二項の見出票には、その左端には附録オ八号の見出札を付けなければならない。

第十三条 受附帳に登録すべき書類以外の戸籍事務に関する書類を受理したときは日記簿に登録し、その書類

の右側下部に附録オ九号のひな形の印を押し、受附の年月日及びその番号を記載し、取扱者がこれに認印しなければならない。

2 受附帳、告知催告、通知簿、戸籍編製簿二十五年経過戸籍副本送達簿、除籍副本送達簿に登録すべきもの以外の書類を送送するときは日記簿に登録し、その書類の初葉右側上部に附録オ十号のひな形の印を押し、日記番号を記入し、その書類の下部に取扱者が認印しなければならない。

第十四条 戸籍法施行規則オ二十条の規定によつて届書、申請書その他の書類に受附の番号及び年月日を記載するにはその書類の初葉右側またはその他適當な箇所に附録オ十一号ひな形の印を押し、手続の終了都度取扱者が認印しなければならない。

2 戸籍法施行規則オ二十九条の規定によつて届書、申請書、その他の書類に發送の年月日及び發送者の職氏名を記載するには、その初葉右側上部または適當の箇所に附録オ十二号ひな形の印を押し、これに所要の記載をして、職氏名の下部に職印を押さなければならない。

第十五条 戸籍法施行規則オ十五条の規定によつて送付する戸籍または除かれた戸籍の副本は翌月十五日までに到達する見込でこれを送付しなければならない。

2 戸籍法施行規則オ十六条の規定により前項の副本に發送の年月日及び

發送者の職氏名を記載するには、その初葉欄外右側上部に附録オ十二号ひな形の印を押し、これに所要の記載をして職氏名の下部に職印を押さなければならない。

3 戸籍法施行規則オ十五条オ一項各号の副本には、前項による手続をするほか新たに編製した戸籍の副本には附録オ十三号ひな形の除かれた戸籍の副本には附録オ十五号ひな形の印を各初葉欄外右側上部に押し、これに各進行番号を記入しなければならない。

第十六条 前条によつて送付した副本中改訂補正を要する場合は、その事由を附し、更に副本を送付しなければならない。

2 戸籍編製の日から二十五年を経過した戸籍でその間戸籍の記載に異動のないものは、見出帳または見出票の備考欄にその旨を記載して、法務支局または沖繩戸籍事務所にその旨を通知する取り扱ができる。

第十七条 戸籍法オ二十三条オ二項、オ四十条オ三項オ四十一條の規定によつてなす許可の申請は、附録オ十六号から同オ十九條の書式によらなければならない。

2 前項の申請書には、戸籍又は除籍の謄本、抄本その他訂正事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

- 5 戸籍編製簿には、新に戸籍を編製したとき登録しなければならぬ。
 - 6 二十五年経過戸籍副本発送簿には、その副本を法務支局または沖繩戸籍事務所に送付するとき登録しなければならぬ。
 - 7 除籍副本発送簿には、戸籍の全部を消除し、その副本を作成したとき登録しなければならぬ。
 - 8 訓令通達りん何回答つづりには法務局、法務支局または沖繩戸籍事務所等の訓令、通達、回答等をつづる。
 - 9 決議書つづりには決議した書類をつづる。
 - 10 戸籍に関する往復文書つづりには、記録帳簿、廃棄申請書類、引継目録等をつづる。
 - 11 各種申請書つづりには、謄本、抄本及び証明書交付申請書類等をつづる。
 - 12 告知催告通知書つづりには、告知催告通知簿に登録すべき書類をつづる。
 - 13 雑書つづりには、前各項に該当しない雑書類をつづる。
- 第二十八条 告知催告通知書には、附録オ十号ひな形に準ずる印を押し、これに「通知オ何号(催告オ何号)」等の要領により、各進行番号を記入しなければならぬ。
- 第二十九条 この規程による記録帳簿の保存期間は次のとおりとする。
- 一 記録帳簿保存簿 永久

- 二 訓令通達りん何回答つづり 永久
 - 三 決議書つづり 永久
 - 四 統計報告に関する書類つづり 十年
 - 五 戸籍編製簿 十年
 - 六 二十五年経過戸籍副本発送簿 十年
 - 七 除籍副本発送簿 十年
 - 八 戸籍に関する往復文書つづり 十年
 - 九 家庭裁判所よりの通知書つづり 五年
 - 十 日記簿 三年
 - 十一 閲覧謄抄本証明書交付簿 三年
 - 十二 告知催告通知簿 三年
 - 十三 告知催告通知書つづり 三年
 - 十四 各種申請書つづり 二年
 - 十五 雑書つづり長期十年短期三年
- 2 前項オ一号からオ三号までを除く帳簿書類の保存期間は、当該年度の翌年から起算する。
- 第三十条 戸籍法施行規則オ六十五条オ一項の規定によつてする引継は、附録オ三十八号書式により、また同条オ二項の規定によつてする報告は、附録オ三十九号書式によつてしなければならぬ。
- 第三十一条 戸籍法施行規則オ六十六条の規定によつて保存期間を経過した帳簿又は書類の廃棄の許可を申請するには、附録オ四十号書式の申請

書を提出しなければならぬ。

2 廃棄処分は、毎年これをしなければならぬ。

附則

第三十二条 この規程は、公布の日から施行し、一九五七年一月一日から適用する。

第三十三条 一九五四年一月六日訓令オ二号戸籍及び寄留事務取扱規程は廃止する。ただし、寄留事務の取扱については、同規程オ三節オ三十三條からオ四十二條までの規定は当分の間これを適用する。

附録

附録オ一号 市町村長就職報告書書式(規程オ二条)

報告書

本職は何年何月何日就職しましたから報告します。

年 月 日

何那(市)町(村)長 氏 名 印

〇〇〇法務支局長氏名殿

または沖繩戸籍事務所

附録オ二号 市町村長の退職又は事故による代理者が事務を取り扱う場合の報告書書式(規程オ二条)

報告書

当市(町村)長氏名何々のため何年何月何日から本職がその事務を代理しますから報告します。

年 月 日

何那(市)町(村)長代理助役(書記) 氏 名 印

〇〇〇法務支局長氏名殿

または沖繩戸籍事務所

附録オ三号 代理終了報告書書式(規程オ二条)

報告書

年 月 日代理が終了しましたから報告します。

年 月 日

何那(市)町(村)助役(何々)氏名印

〇〇〇法務支局長氏名殿

または沖繩戸籍事務所

命免の別	発令年月日	職名	氏名	生年月日	経歴	備考
命	年月日	戸籍課長(係長主事)	何某	大正年月日	学、職歴等記載	評職(何課)
免	年月日	何々	何某	昭和年月日		(轉補等)

右報告します。

年 月 日

〇〇〇法務支局長 氏 名 殿

または沖繩戸籍事務所

何那(市)町(村)長 氏 名 印

附録才五号 印鑑ひな形(用紙丈夫な厚紙)(規程才四条)

三 類

職印

認印

何郡(市)町(村)長(助役)氏 名

年 月 日届出

何郡(市)町(村)長(助役)氏 名 印

〇〇〇法務支局長 氏 名 殿

または沖繩戸籍事務所

附録才六号 市町村役所の位置(名称)の変更報告書書式(規程才五条)

報告書

(当市役所(町村役所)の位置(名称)は年月日左記の通り変更されましたから報告します。)

記

位置(名称)

旧位置(旧名称)

年 月 日

何郡(市)町(村)長 氏 名 印

〇〇〇法務支局長 氏 名 殿

または沖繩戸籍事務所

附録才七号 行政区画土地の名称変更報告書書式(規程才六条)

報告書

当市(町村)内の町名(または大字名)は年月日 告示才何号により年月日から左記のとおり変更されたから報告します。

記

一、何町(または大字何)を何町(または)

たは大字何)に変更

二、何々

年 月 日

何郡(市)町(村)長 氏 名 印

〇〇〇法務支局長 氏 名 殿

または沖繩戸籍事務所

附録才八号 見出札ひな形(規程才十二条)

二条)

のり

折目

のり

附録才九号 書類受附印ひな形(規程才十三条)

市役所

附

1957.1.1

戸

直径三厘米

附録才十一号 届書受附印ひな形(規程才十四条)

昭和 年 月 日

受附才 号

戸籍調査

戸籍記載

書類調査

附録才十号 日記簿受印ひな形(規程才十三条才二項)

市役所

戸才

号

昭和 年 月 日

受附才 号

戸籍調査

戸籍記載

書類調査

附録才十二号 発送印ひな形(規程才十四才二項)

昭和 年 月 日 発送

(市)町(村)長 氏 名

附録才十三号 戸籍編製簿番号印ひな形(規程才十五才二項)

戸籍編製簿才 号

附録才十四号 除籍副本発送簿番号印ひな形(規程才十五才三項)

除籍副本発送簿才 号

<p>附録才十五号 二十五年経過戸籍副本 発送印ひな形(規程才十五才三項) 戸籍法施行規則才十五才一 才二号戸籍簿本 号</p>	<p>附録才十六号 戸籍法才二十四才二 項前段の戸籍訂正許可申請書書式 (規程才十七才) 戸籍訂正許可申請書 戸籍の表示 事件本人 氏 名 生年月日</p>	<p>右の者に対する何々の届出によつて した戸籍の記載は錯誤(遺漏または 法律上許されないもの)であること を発見したので、その旨事件本人(一 届出人)に通知したが、戸籍訂正の 申請をしない(何々の事由によつて 通知することができない)から、職 権で次のとおり訂正致したく、戸籍 簿本(何々)添付申請します。 記 一、何々(訂正する事項を詳記する) 年 月 日 何郡(市)町(村)長 氏 名 〇〇〇法務支局長氏名殿 または沖繩戸籍事務所 附録才十七号 戸籍法才二十三才二 項後段の戸籍訂正許可申請書書式 (規程才十七才)</p>
<p>戸籍訂正許可申請書 戸籍の表示 事件本人 氏 名 生年月日</p>	<p>一、何々(訂正の事項を詳記すること) 年 月 日 何郡(市)町(村)長 氏 名 〇〇〇法務支局長氏名殿 または沖繩戸籍事務所 附録才十八号 戸籍法才四十才の戸籍 記載許可申請書書式(規程才十七才) 戸籍記載許可申請書 戸籍の表示 事件本人 氏 名 生年月日</p>	<p>右の者についての何々の届出がな いことが判明しましたので何々何々 何日届出義務者何某に対し何々何々 何日までに届出をするよう催告しま したが届出をしませんから(届出義 務者の所在が不明のため催告するこ とができせんから)職権で戸籍の 記載を致したく、戸籍簿本(抄本そ の他何々)を添付して申請します。 年 月 日 何郡(市)町(村)長 氏 名</p>
<p>〇〇〇法務支局長氏名殿 または沖繩戸籍事務所 附録才十九号 戸籍法才四十五才の戸 籍記載許可申請書書式(規程才十七 才) 戸籍記載許可申請書 戸籍の表示 事件本人 氏 名 生年月日</p>	<p>右の者について何々何々何々の届 出を受理しましたところ、何々の不 備があつて戸籍の記載をすることが できませんので、何々何々何日届出 義務者何某に対し何々何々何日まで に追完するよう催告しましたが、未 だ追完しませんから(何々しました がその所在が明かでないため催告を することができませんから)職権で 戸籍の記載を致したく、届書簿本 (その他何々)添付申請します。 年 月 日 何郡(市)町(村)長 氏 名 〇〇〇法務支局 または沖繩戸籍事務所 長氏名殿 附録才二十号の(一)出生(死亡)届受否伺 書式(規程才十八才) 出生(死亡)届受否伺 戸籍の表示 出生(死亡)者 氏 名 生年月日</p>	<p>右の者につき別紙の通り出生(死 亡)届がありました。出生証明書 (死亡診断書又は検案書)の添付が ないので、右届書の受否について何</p>
<p>分の指示を受けたくお伺い致します 年 月 日 何郡(市)町(村)長 氏 名 〇〇〇法務支局 または沖繩戸籍事務所 長氏名殿 附録才二十号の(二)轉籍届受否伺書式(規程才十八才) 轉籍(何々)届受否伺 戸籍の表示 事件本人 氏 名 生年月日</p>	<p>右の者から別紙の通り轉籍(何々) 届出がありました。右届書の受否 について指示を得たく、届書及び附 属書類添付の上御伺い致します。 年 月 日 何郡(市)町(村)長 氏 名 〇〇〇法務支局 または沖繩戸籍事務所 長氏名殿 附録才二十一号百歳以上の高令者戸籍 消除許可申請書書式(規程才十九才) 戸籍消除許可申請書 戸籍の表示 事件本人 氏 名 生年月日</p>	<p>右の者は、百歳以上の高令者で、 且つ、所在不明にて死亡しているも のと認められますが、死亡の届出を する者がないので、職権で死亡の年 月日時及び場所不詳として戸籍の記 載をし、除籍致したく、戸籍簿本(抄本または何々)を添付して申請します。</p>

十二行												十二行											
年度	名	称	册数	保存	保存	保存	保存	保存	保存	保存	保存	保存	保存	保存	保存	保存	保存	保存	保存	保存	保存		
				終期	始期																		
				年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年		
				月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		

附録第三十号 記録帳簿保存簿様式(規程第二十六条第一項第二号)

十二行												十二行											
進行	請求	月日	借	件	数	交付	月日	手	数	納付	月日	取	入	者	請求	備考							
番号	日	日	数	数	日	日	日	日	日	日	日	役	日	人									
1	1	月5日	1	2	1	月6日	40	1	月6日	甲野太郎													
2	2	月10日	1	3	2	月11日	60	2	月12日	春野権子	送												
3	2	月10日	1	1	2	月10日				山川次郎	送												
4		月日				月日																	
5		月日				月日																	
6		月日				月日																	

附録第三十一号 閲覧簿抄本証明書交付簿様式(規程第二十六条第一項第三号)

(註) 本様式に準じ記載して下さい。

十二行						十二行						
年	年	年	年	年	年	進行 番号	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	過二十五年を 経たず	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	本籍	日	日	日	日	日	日
						筆頭者						
月	月	月	月	月	月	送付月日	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	返戻事由	日	日	日	日	日	日
						再送月日						
月	月	月	月	月	月	備考	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日		日	日	日	日	日	日

附録才三十四号 二十五年度過戸籍副本送付簿様式(規程才二十六条才一項才六号)

十二行						十二行						
月	月	月	月	月	月	進行 番号	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	戸籍全部 削除	日	日	日	日	日	日
						除事由						
						筆頭者						
月	月	月	月	月	月	送付月日	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	返戻事由	日	日	日	日	日	日
						再送月日						
月	月	月	月	月	月	備考	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日		日	日	日	日	日	日

附録才三十五号 除籍副本送付簿様式(規程才二十六条才一項才七号)

十二行						十二行						書面の年月日	文書の番号	文書の要旨	丁数	備考	
年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日						年

何市役所(何町村役所)

(註) 永久保存の記録帳簿書類の表紙には表紙右側上部に「永久保存」と附記すること。

附録才三十七号 書類つづり目録様式(規程才二十六条才三項)

附録才三十六号 帳簿及び書類つづり表紙様式(厚紙)

(規程才二十六条才三項同才二十二条才五項)

役所名	名称	年度
	何々	

保存	始期	昭和	年月
保	終	期	昭和 年 月

何年度	何々	除籍簿	戸籍	大字何一番地乃至百番地の	年度	種	別	数量	引続年月日	備考
								一冊	年月日	一一〇通
								一冊	年月日	五〇通

引続書

附録才三十八号 区域変更による役場相互間の引継書書式(規程才三十条前)

昭和何年何月何日 何郡(市)町(村)長氏 名園

昭和何年何月何日 何郡(市)町(村)長氏 名園

右本日受領しました。

昭和何年何月何日 何郡(市)町(村)長氏 名園

(註) 引継をする市町村長において同案二通を作成し引継を受ける市町村長に送付し引継を受けた市町村長は、各通に受領の記載をして、内一通を返送一通は自ら保管する。

附録才三十九号 区域変更による引継完了報告書書式(規程才三十条後段)

区域変更による引継完了報告書

右区域変更により何市(町村)役場より引継を受けたので報告します。
昭和何年何月何日

何郡(市)町(村)長氏 名 園

〇〇〇法務支局
または沖繩戸籍事務所 長氏名殿

附録才四十号 記録帳簿書類廃棄許可申請書書式(規程才三十一条才一項)

記録帳簿書類廃棄許可申請書

左記目録の帳簿及び書類は保存期間を経過したので廃棄許可申請します。

昭和何年何月何日

何(市)町(村)長氏 名 園

〇〇〇法務支局
または沖繩戸籍事務所 長氏名殿

目 録

年度	名 称	冊 数	保 存 期 間	保 存 始 期		備 考
				年 月	年 月	
				年 月	年 月	
				年 月	年 月	
				年 月	年 月	
				年 月	年 月	
				年 月	年 月	
				年 月	年 月	
				年 月	年 月	

発行所

行政主席官房文書課

「同春印刷社印行」